

仕 様 書

特 許 庁

（注）Microsoft、Word 及び Excel は、米国 Microsoft Corporation の米国及びその他の国における登録商標である。

1. 件名

公報審査資料における検索キー付与に関する調査（物理分野）

2. 事業概要

特許審査官が迅速・的確に先行技術文献調査を行うためには、技術革新等により技術動向が変化した技術分野について、技術動向の変化に対応した新たな観点（目的、用途、構造、材料等）で作成された検索キーの体系に更新すると共に、更新された検索キーを特許公報等の公報審査資料（以下、「文献」という。）に付与する必要がある。

本事業は、文献の技術内容を解析し、更新された検索キーの体系の中から適切な検索キーを選択する調査を行うものである。

より具体的には、（１）技術分野ごとに策定された数百程度の検索キーについて、検索キーの体系及び各検索キーの意味する技術概念を把握した上で、文献に記載された技術内容を調査して、適切な検索キーを選択し、（２）選択された検索キーについて、特許審査官が使用する検索用データベースに蓄積するために指定の様式で電子データを作成する。

3. 解析対象文献数

物理分野 （１テーマ※） 2, 300件（予定）

※本仕様書においては、「特許庁が特許文献を区分して整備する際に用いる技術範囲」及び「特許庁が指定した単位（解析依頼コード）」を「テーマ」と総称する。

4. 事業実施体制

受注者は、本事業の各業務を着実にかつ効率的に遂行するための体制として、少なくとも、文献解析を行う解析体制、解析結果を指定の様式でデータ作成するデータ作成体制、特許庁担当者と事務連絡を行う連絡窓口を配置した連絡体制及び各業務の実施状況を管理する管理体制を整備する。

（１）解析体制

解析体制として、テーマごとに策定された数百程度の検索キー（F I 又はF タームを

指す。)について、検索キーの体系及び各検索キーの意味する技術概念を把握した上で、文献に記載された技術内容を調査して適切な検索キーを付与する者(以下、「付与者」という。)及び付与者が特許庁からの指示どおりに検索キーを付与しているか確認し、付与された検索キーの誤りを修正したり、検索キーの不足を補ったりする者(以下、「校閲者」という。)からなる解析者を配置すること。

配置にあたっては、校閲業務の効率化及び付与者への指示の画一化のため、付与者1名に対する校閲者は原則として1名とする。ただし、校閲者自身が付与者となることは妨げない。

① 付与者

受注者は、全てのテーマについて、そのテーマごとの解析対象文献数に見合った必要人数の付与者を配置し(テーマごとの解析対象文献数は別紙1(解析予定テーマ一覧)を参照。)、付与者として、担当するテーマに関連する技術の知見を有する者を充てること。

また、全ての付与者に対して、文献解析業務開始前に、付与マニュアル(貸与物④)やテスト解析用例題及び模範解答(貸与物⑧)等を活用して、文献解析業務を行うにあたって必要となる基礎的な解析知識及び担当するテーマにおける付与基準について十分に習熟させること。

② 校閲者

受注者は、全てのテーマについて、そのテーマごとの解析対象文献数に見合った必要人数の校閲者を配置し、校閲者として、担当するテーマに関連する技術経験及び文献を精読して検索キーを付与する解析経験又は当該解析経験に足る知識を有する者を充てること。

担当するテーマに関連する技術経験として、校閲者は、以下に掲げるイ～ニの何れかの要件を満たさなければならない。

イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学を科学技術に関する専門課程を専攻して卒業した者であって、担当するテーマに関連する技術分野に関する事務(研究を含む。ロにおいて同じ。)に通算して4年以上従事した経験を有する者

ロ 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校を卒業した者であって、担当するテーマに関連する技術分野に関する事務に通算して6年以上従事した経験を有する者

ハ イ及びロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

ニ 本事業又は本事業と同様の事業において付与者として100件以上の文献の解析及び検索キーの付与を実施した経験を有し、本事業において校閲者として要求品質

を満たす校閲が可能と特許庁担当者が認める者（付与者の直近２バッチ程度の付与成績がわかる書類等を提出すること。）

受注者は、全ての校閲者に対して、校閲業務開始前に、付与者と同様の解析知識及び校閲業務を行うにあたって必要となる知識について十分に習熟させること。また、受注者は、一のテーマに複数の校閲者を配置する場合、校閲結果の画一化のため、代表となる校閲者（以下、「代表校閲者」という。）を配置しなければならない。

（２）データ作成体制

受注者は、サンプルチェックを行った場合においては、解析対象テーマを担当する特許庁審査官（以下、「担当審査官」という。）によるサンプルチェック済の解析結果を、サンプルチェックを行わなかった場合においては、校閲者による校閲済の解析結果を、特許庁の検索性データベースに蓄積するために指定の様式でデータ化するデータ作成体制を整備する。

解析結果に不備がある場合、その他不明な箇所がある場合には、その都度、管理者（４．（４）参照）又は校閲者に確認して確認内容を作成するデータに反映させること。

（３）連絡体制

受注者は、少なくとも、次に掲げる特許庁との連絡窓口となる者を配置すること。ただし各窓口を兼務してもよい。

① 事務連絡窓口

業務スケジュールなどの事務について、特許庁担当者との連絡及び調整を行う者

② 技術連絡窓口

文献解析に関する技術的な内容について、担当審査官との連絡を行う者（テーマごとに校閲者の中から１名を選任すること。ただし、代表校閲者が技術連絡窓口を兼務してもよい。）

（４）管理体制

受注者は、各業務の実施状況を把握し、①業務スケジュールや解析件数の進捗管理、②各テーマにおける付与者及び校閲者の解析結果などの品質管理、③付与者を採用するためのテストを公平かつ適切に行うために、テスト解析用例題及び模範解答（貸与物⑧）の管理を行う情報管理といった、管理内容に応じた管理者及びその管理責任者を配置する。ただし、各管理者を兼務してもよい。

（５）各実施体制の変更

受注者は、特許庁担当者へ実施体制を提出し承認を受けること。また、実施体制を変更しようとする場合（例えば、付与者又は校閲者の追加又は辞退等）は、事前又は変更

後速やかに特許庁担当者に連絡し、変更点について承認を受けること。

なお、実施体制の変更によってもなつて、解析件数等の業務スケジュールを変更する場合には、業務スケジュールについても承認を受けること（６．⑨参照）。

５．業務実施手順

業務実施手順は、（１）文献解析準備、（２）検索キーの技術概念の把握、（３）事前講習の実施、（４）文献解析及び適切な付与分類の調査、（５）サンプルチェック、（６）追加講習の実施、（７）検索キーの付与に関する指示の反映、（８）データ作成及び（９）報告書作成からなる。

（１）文献解析準備では、主に、解析対象文献リスト（以下、「解析マスタ」という。）が格納された媒体と、文献が格納された媒体との貸与を受けるとともに、付与者が文献の解析を行い、担当審査官がサンプルチェックをオンラインで実行可能なシステム（以下、「サンプルチェックシステム」という。）を準備する。

（４）文献解析では、主に、付与者が各文献を精読し、検索キーの付与を行った上で、校閲者がその解析結果を校閲する。

（５）サンプルチェックでは、校閲済の解析結果が適切であることを担当審査官がチェックできるよう、サンプルを特許庁に持込み、サンプルチェック済の文献を回収する。

（８）データ作成では、サンプルチェックを行った場合においては、担当審査官によるサンプルチェック結果を反映させた解析結果から、サンプルチェックを行わなかった場合においては、校閲済の解析結果から、電子化データを作成し、納入する。

（９）報告書作成では、解析結果、テーマごとの納入件数、検索キー数、サンプルチェック件数等の所定の結果を取りまとめて報告する。

これらの手順のうち、（４）、（５）及び（８）の一連の業務は所定の回数に分割して行う（以下、分割の単位を「バッチ」という。）。

（２）、（３）、（６）及び（７）は、文献解析の品質（以下、「解析品質」という。）を向上させるために行うこと。

（１）文献解析準備

（ｉ）解析マスタ貸与（別紙２－１、２－２解析マスタ仕様参照）

解析マスタは、ＤＶＤ－Ｒ媒体（貸与物①）に格納し貸与する。解析マスタとして、管理コード、出願番号、文献番号等が入力されたｔｓｖファイルが格納されている。なお、検索キーの付与は管理コード単位で行うため、管理コードが異なれば、文献番号が同じでも異なる文献として扱い、それぞれの管理コードにおいて解析を行う。

解析マスタを格納したＤＶＤ－Ｒ媒体は、「ＦＩ解析」及び「Ｆターム解析」の解析

の種別に応じて複数のDVD-R媒体に分割されて作成される（貸与時期については7.（2）を参照）。また、解析の種別は、管理コードの13桁目の数字で識別可能であり、「1：FI解析」、「2：FTターム解析」を示す。

なお、3. で定義されたテーマのうち、「FTターム解析」では技術範囲ごとに区分されたテーマごとに文献解析を行い、「FI解析」では特許庁が指定した単位（解析依頼コード）ごとに文献解析を行う。解析対象となるテーマのテーマコードは、管理コードの1桁目から5桁目までの英数字5桁で示す。

（ii）文献貸与

受注者は、文献の電子データの貸与を受けることができる。（貸与物③）。文献は、DVD-R媒体に格納し貸与する。DVD-R媒体には文献のXML、SGML又はTIFFデータが格納されている。

（iii）サンプルチェック方法の提供

受注者は、担当審査官が校閲後の解析結果（付与マニュアル（貸与物④）、FTターム付与指示書（貸与物⑤）、FI・FTタームの電子データ（ワーク基本台帳）（貸与物⑦：別紙3見本参照）、FIバックログ外注概要指示書（貸与物⑥：別紙5見本参照。))等に基づいて付与すべき適切な分類がテーマ内に無い旨の解析結果も含む。以下、これに該当する案件を「問合わせ案件」という。）を確認し、付与者及び校閲者に対し解析結果のフィードバックをするため、特許庁の無線LANに接続された端末において利用可能で下記①から⑧を満たすサンプルチェックシステムをサンプルチェックの開始時期までに特許庁に提供する。

①サンプルの文献の内容（明細書、図面等）及びサンプルに対する解析結果を同時に表示できること。

②①の解析結果として、サンプルに対して付与候補となりえるFI又はFTタームの一覧（シンボル及びタイトル）、校閲者の校閲を経て付与されたFI又はFTターム（シンボル及びタイトル）及び付与根拠となる箇所（段落番号、図表番号、ページ番号等）を含むこと。

③解析結果に対する審査官のチェック結果を、サンプルに対して付与候補となりえるFI又はFTタームの一覧から選択することで入力し、当該チェック結果及び審査官の見解を受注者に送信できること。

④複数の担当審査官に任意の件数でサンプルを割り当てることができること。

⑤該当するバッチにおいて担当審査官に割り当てられた全サンプルのチェックの進捗状況（少なくとも済・未済の2値）を一覧して確認できること。

⑥該当するバッチにおいてテーマ内の全サンプルのチェックの進捗状況を一覧して確

認できること。

⑦複数の担当審査官が同時に利用可能であること

⑧操作マニュアルを提供すること。

（２）検索キーの技術概念の把握

受注者は、解析マスタに示された全管理コードのテーマについて、付与者及び校閲者に当該テーマの付与マニュアルを熟読させ、各検索キーが意味する技術概念を把握させる。なお、Fターム付与指示書が貸与されるテーマにおいては、上記付与マニュアルに加えてFターム付与指示書の内容についても理解させること（以下、「付与マニュアル」と「Fターム付与指示書」を包含して「付与マニュアル等」という。）。さらに、講習や個別の打ち合わせ、サンプルチェック等により、担当審査官から別途の指示があった場合には、その指示事項を理解して、検索キーが意味する技術概念を把握させること。

（３）事前講習の実施

受注者は、解析マスタに示された全管理コードのテーマについて、原則として担当審査官を講師とした事前講習を実施すること。ただし、当該テーマを担当する付与者及び校閲者全員が当該テーマに関する検索キーを付与する経験がある等、特許庁担当者が事前講習の実施が不要であると判断した場合にはこの限りではない。

受注者は、事前講習の実施に先立ち、付与マニュアル等についての質問事項・確認事項を取りまとめ、事前講習実施前に技術連絡窓口から担当審査官（連絡先は別途指定）に通知すること。事前講習では、原則として当該テーマの全ての付与者及び校閲者に、担当するテーマの検索キーを文献に付与する際の留意点等の説明を担当審査官から受けさせ、その内容について理解させること。

事前講習は、原則オンライン形式で実施する。事前講習を実施するための準備は、受注者が行うこと。また、事前講習実施のための担当審査官との打ち合わせは、特許庁担当者を介して行うこと。

（４）文献解析及び適切な付与分類の調査

（ｉ）付与者による検索キーの付与

付与者は、テーマごとに、原則、通番（通番管理表（貸与物②：別紙４見本参照。）に記載している。）の小さい文献から順に文献解析を行う。ただし、特許庁担当者が別途指示した場合には、その指示に従った順序で解析を行うこと。

付与者は、文献全体を精読し、文献にどのような技術的特徴点が開示されているかを理解した上で、検索キーが意味する技術概念と文献の技術的特徴点とを比較することにより、当該文献に対し、どのような検索キーを付与することが適切であるかを分析し、付与マニュアル等や指示事項（５．（２）参照）、ワーク基本台帳、F Iバックログ外注

概要指示書に基づき選択した検索キーを解析用データシートに記入するとともに、解析用データシートに記入した検索キーを付与した根拠（付与の根拠）を文献に記入する。付与の根拠の記入は、検索キーの記入とその検索キーを付与した文献中の技術的特徴点を明示することで行う。なお、文献全体を技術的特徴点と判断せざるを得ない場合には、文献の第1ページ上方にその検索キーを記入すること。また、記入例として各テーマの付与マニュアル等を参照すること。

（ii）校閲者による校閲

校閲者は、付与者による解析結果について、付与マニュアル等や指示事項に基づき適切な検索キーが付与されているか確認し、その内容に不足や誤りがあれば、解析結果（検索キー、付与の根拠）の追加・修正・削除（以下「校閲」という。）を行う。

校閲時には、特に以下の事項に留意すること。

- ・ 付与マニュアル等で指示された必須事項
- ・ 担当審査官が講習、打ち合わせ等で指示した事項

※校閲者は、付与者による解析結果に過不足・誤りがある場合には、必要に応じて文献解析を行った付与者に対して指導を行い、付与者の解析品質の向上に努めなければならない。また、受注者は、校閲者による付与者の指導及び代表校閲者による校閲結果の画一化等の取組を行い、検索キーの付与に関する判断の均一化を図ること。

（iii）問合わせ案件の問合わせについて

受注者は、校閲者が、付与マニュアル等や指示事項に基づいて校閲を行った結果、文献に付与すべき適切なFターム又はFⅠがテーマ内に無いと認める案件について、特許庁担当者を介して担当審査官に問合わせを行う。その後、回答内容に応じて以下の対応を行う。

- ① 文献に付与すべき適切なFターム又はFⅠがテーマ内にあるとの回答の場合
校閲者又は付与者による検索キーの付与に戻り再度文献解析を行う。
- ② 文献に付与すべき適切なFターム又はFⅠがテーマ内にないとの回答の場合
所定の形式で作成した検索キーのデータを納入する（5.（8）（ii）参照）。

＜問合わせ案件の問合わせ方法＞

- ・ 問合わせ案件の問合わせは前述のサンプルチェックシステムを用いて電子的に行い、問合わせ案件の情報の送付・確認は、サンプルチェックの実施日に合わせて行うこと。
- ・ 問合わせ案件の情報の送付を行う際には、それぞれテーマ単位で付与者ごとの問合わせ案件の件数を記載した納品明細書を作成し、その情報も電子的に送付すること。
- ・ 確認した問合わせ案件の件数が合わない場合には特許庁担当者に問合せること。

（５）サンプルチェック

担当審査官が校閲後の解析結果を確認するため、また、付与者及び校閲者に対し解析結果のフィードバックを行うために、校閲済の一部又は全部の文献について、以下の（ｉ）～（ｖ）のとおりサンプルチェックを行う。

（ｉ）サンプルチェックの方法

① サンプルチェックシステムの提供

受注者は、担当審査官が校閲後の解析結果を確認するため、また、付与者及び校閲者に対し解析結果のフィードバックをするため、サンプルチェックシステムをサンプルチェックの開始時期までに特許庁に提供する。

② サンプル情報の送付

受注者は、特許庁が指定した件数の文献の文献番号を、バッチごとに業務スケジュール（６．参照）で定められたサンプル情報の送付日に特許庁に送付する。③ サンプルチェック結果の確認

受注者には、担当審査官によるサンプルチェック後、サンプルチェックシステムを介して、サンプルチェックの結果が共有される。

（ii）サンプルチェック件数

担当審査官が解析品質のサンプルチェックを行えるようにするため、以下の①～③に従ってバッチごとにサンプルチェック件数を決定する（優先度は①＞②＞③とする。）。

なお、問合わせ案件は、各テーマについて各バッチにおいて、問合わせ案件の件数に、指定したテーマ外サンプルチェック率を乗じた件数を、サンプルチェック件数とする。

① 個別指定による設定

特許庁担当者が付与者ごと又はテーマごとに割合（以下、「サンプルチェック率」という。）を指定した場合は、各バッチにおけるサンプルチェック件数は、各バッチの解析件数に指定したサンプルチェック率を乗じた件数とする。サンプルチェック率の指定及び変更は必要に応じて随時行われる。

② 固定設定

第１バッチ及び第２バッチ（特許庁担当者が指定したテーマを除く。）並びに追加付与者についての最初の２バッチ（６．⑧参照）の持込み件数は、解析件数全件（サンプルチェック率１００％）とする。

③ 正解率に基づく設定

上記①又は②の指定がない場合の持込み件数は、先のバッチのサンプルチェック結果から受注者が算出した付与者ごとの「正解率」（13.用語集参照）に基づいて特許庁担当者が指定するサンプルチェック率を、解析件数に乗じた件数とする。なお、特許庁担当者が指定するサンプルチェック率は、表1に従って定める。

ただし、③において、サンプルチェック率を解析件数に乗じた件数が5件を下回る場合には、持込み件数は5件とする。

表1 正解率とサンプルチェック率との関係

正解率	サンプルチェック率
90%以上	5%
80%以上90%未満	10%
80%未満	100%

(iii) サンプルチェック件数情報の送付

- ・ サンプル情報の送付を行う際には、それぞれテーマ単位で付与者ごとのサンプルチェック件数を記載した納品明細書を作成し、その情報も共有すること。
- ・ サンプル情報の送付日までに、当該バッチまでの各バッチの付与者ごとのサンプルチェック率、並びに、各バッチの各付与者の解析件数（問合せ案件も含む）及びサンプルチェック件数を報告すること。

(iv) サンプルチェック結果の取扱い

受注者は、解析品質の維持向上を図るために、サンプルチェックを受けた文献について、担当審査官による修正結果及び指摘事項を付与者及び校閲者に確認させ、以後の文献解析に反映させる。また、修正結果及び指摘事項について、不明な点がある場合には、技術連絡窓口から担当審査官に問合せること。

(v) サンプルチェック結果の定期連絡

事務連絡窓口は、特許庁が文献解析の進捗・品質の状況把握とサンプルチェック率の設定ができるように、原則として、バッチごとに、以下を特許庁担当者に提示する。

- ・ 該当バッチにおける解析件数及び累計解析件数
- ・ 該当バッチの付与者ごとの正解率（ただし、付与者に対応する校閲者を特定可能に記載すること。）

(6) 追加講習の実施

受注者は、第1バッチ又は第2バッチの終了後に、担当審査官からサンプルチェック

結果のフィードバックを受けるための追加講習を実施する。ただし、解析品質に特段の問題がない等、特許庁担当者が追加講習の実施が不要であると判断した場合にはこの限りではない。

追加講習を実施する場合は、原則として当該テーマの全ての校閲者に、担当審査官によるサンプルチェック結果の説明等を受けさせ、その内容について理解させること。また、担当審査官から説明を受けた内容については、直後のバッチ以降の文献解析に反映させること。

追加講習は、原則オンライン形式で実施する。

（７）検索キーの付与に関する指示の反映

（ｉ）指示事項等の集積と共有

付与者及び校閲者と担当審査官との間で、検索キーの付与に関する指示事項等を効率的に集積して共有するために、付与者及び校閲者からの質問事項や、担当審査官からの指示事項を、特許庁が指定した形式の電子ファイル（以下、「情報共有ファイル」という。ファイル形式はMicrosoft Excel 形式又はMicrosoft Word 形式を用いる。）によりテーマごとに一元管理する。

受注者は、５．（２）～（６）の業務において付与者及び校閲者から付与マニュアル等の内容や付与基準についての質問等を行う必要が生じた場合には、情報共有ファイルに質問事項や確認事項を記入して、電子メールにより、担当審査官に送付する。その際には、各テーマの技術連絡窓口が質問事項等の確認、集約を行った上で送付することとし、同一内容の質問が繰り返し行われないように留意すること。

担当審査官が検索キーの付与に関する指示を行う際には、質問事項等への回答やサンプルチェックにおける担当審査官の指摘事項を記入した情報共有ファイルを電子メールにより、各テーマの技術連絡窓口へ送付する。受注者は、これらの回答や指摘事項を、当該テーマを担当する全ての付与者及び校閲者に確認させ、以降の付与・校閲業務に反映させること。

また、受注者は、解析品質を向上させるために必要と認められる場合には、（代表）校閲者の責任のもと、担当審査官からの指示事項を集約した資料を作成すること。作成した資料については、担当審査官に提出して内容の確認を受けた上で、当該テーマを担当する全ての付与者及び校閲者に周知し、以降の付与・校閲業務に反映させること。

（ii）初期バッチにおける集中的な指導

受注者は、初期バッチ（第１～第４バッチを指す。６．⑦参照）において、事前講習、サンプルチェック結果、追加講習及び担当審査官からの指示事項（５．（７）（i）参照）等に基づき、校閲者による付与者の指導及び代表校閲者による校閲者の指導を集中的に行い、解析品質を早期に向上させること。

(8) データ作成

(i) データ入力

受注者は、サンプルチェックを行った場合においては、担当審査官がチェックを行ったサンプルチェック済の解析結果を、サンプルチェックを行わなかった場合においては、校閲済の解析結果を、納入用のデータ様式に変換する。受注者は、データ入力時に誤入力や入力漏れ等がないように留意し、これらを発見した場合は確実に修正する。入力したデータについては、電子計算機を用いて入力データのフォーマットチェック、並びに、文献番号、検索キー等の存在チェックを行う。また、納入データ作成後に、納入データと解析結果との目視チェックを全件について行う。

(ii) データ格納・納入

受注者は、納入データをDVD-Rに格納して特許庁に納入する（納入データ格納用媒体は受注者が準備すること。）。

DVD-Rに格納する納入データの形式は「納入データ仕様」（別添1-1、1-2参照）で示したデータ形式とする（以下、「項目」：「〇〇〇」と記載されているものについては、「納入データ仕様」（別添1-1）の「データ項目名」を参照）。

① Fターム解析（別添1-1、1-2参照）

サンプルチェックが行われた文献については、担当審査官による修正後のFターム及びフリーワード付与データ（サンプルチェックの結果、テーマ内のFターム及びフリーワードが全て削除された場合には、「分類」欄及び「フリーワード」欄を空白としたデータ）と担当審査官による修正前のFターム及びフリーワード付与データを別途提出すること。これらのFターム及びフリーワード付与データのデータ形式（別紙6-1見本参照）については、特許庁と協議の上定めること。

② FⅠ解析（別添1-1、1-2参照）

FⅠ解析のデータとして、抽出FⅠ削除データも別途作成する。ここで、抽出FⅠ削除データとは、別添1-1における項目：「FⅠ個数」に「テーマ内のFⅠの個数」、項目：「修正種別」に「2（テーマ内のFⅠの個数と同数を、繰返し区切り文字「#」で区切って設定すること）」、項目：「FⅠ」に「解析マスタに示されたFⅠのうちテーマ内の全てのFⅠ（繰返し区切り文字「#」で区切って設定すること）」、項目：「ファセット」に「項目：「修正種別」及び項目：「FⅠ」に設定された繰返し区切り文字「#」と同数の繰返し区切り文字「#」（ファセットは入力しない）」を入力したデータとする（項目：「FⅠ個数」、項目：「修正種別」、項目：「FⅠ」及び項目：「ファセット」

以外の項目については、別添 1-1、1-2 を参照のこと。）。この抽出 F I 削除データは、ファイル名の文頭に「C_」という文字列を挿入し、上記納入データとは別媒体に格納して納入すること。抽出 F I 削除データの納入時期については、特許庁担当者との協議の上決定すること。

また、サンプルチェックが行われた文献については、担当審査官による修正後の F I 付与データ（サンプルチェックの結果、テーマ内の F I が全て削除された場合には、「分類」欄を空白としたデータ）と担当審査官による修正前の F I 付与データを別途提出すること。これらの F I 付与データのデータ形式（別紙 6-2 見本参照）については、特許庁との協議の上定めること。

ただし、解析マスタに記載された管理コードにおいて、文献に付与すべき適切な F ターム又は F I がテーマ内に存在せず、担当審査官の了承が得られた場合（5.（4）（iii）②参照）は、以下の形式の納入データを作成する（以下で言及していない項目については、別添 1-1、1-2 を参照すること。）。なお、F I 解析において、付与すべき適切な F I がテーマ内に存在しない場合に、「解析マスタに示された F I のうちテーマ内の全ての F I」を削除するか否かは、テーマごとに特許庁担当者より別途指示があるので、その指示に従うこと。以下の形式の納入データの納入時期については、特許庁担当者と協議の上決定すること。

(a) 付与すべき適切な F タームがテーマ内に存在しない場合

- ・別添 1-1 における項目：「F I 個数」に「テーマ内の F I の個数」、項目：「修正種別」に「2（テーマ内の F I の個数と同数を、繰返し区切り文字「#」で区切って設定すること）」、項目：「F I」に「解析マスタに示された F I のうちテーマ内の全ての F I（繰返し区切り文字「#」で区切って設定すること）」、項目：「ファセット」に「項目：「修正種別」及び項目：「F I」に設定された繰返し区切り文字「#」と同数の繰返し区切り文字「#」（ファセットは入力しない）」を入力した納入データ

(b) 付与すべき適切な F I がテーマ内に存在しない場合

- ・解析マスタに示された F I のうちテーマ内の全ての F I を削除するテーマ
別添 1-1 における項目：「F I 個数」に「テーマ内の F I の個数」、項目：「修正種別」に「2（テーマ内の F I の個数と同数を、繰返し区切り文字「#」で区切って設定すること）」、項目：「F I」に「解析マスタに示された F I のうちテーマ内の全ての F I（繰返し区切り文字「#」で区切って設定すること）」、項目：「ファセット」に「項目：「修正種別」及び項目：「F I」に設定された繰返し区切り文字「#」と同数の繰返し区切り文字「#」（ファセットは入力しない）」を入力した納入データ
- ・解析マスタに示されたテーマ内の F I を削除しないテーマ

別添 1－2 における「納入キーなしの場合」の形式の納入データ

また、上記②、(a)及び(b)において、F I を削除するためのデータを作成する際には、ファセット付き F I 削除データも別途作成して納入すること。ここで、ファセット付き F I 削除データとは、別添 1－1 における項目：「F I 個数」に「テーマ内の F I の個数」、項目：「修正種別」に「2（テーマ内の F I の個数と同数を、繰返し区切り文字「#」で区切って設定すること）」、項目：「F I」に「解析マスタに示された F I のうちテーマ内の全ての F I（繰返し区切り文字「#」で区切って設定すること）」、項目：「ファセット」に「解析マスタに示されたファセットのうち、項目：「F I」に設定した F I に対応するファセット（繰返し区切り文字「#」で区切って設定すること）」を入力したデータとする。ファセット付き F I 削除データは、ファイル名の文頭に「F_」という文字列を挿入し、上記納入データとは別媒体に格納して納入すること。ファセット付き F I 削除データの納入時期については、特許庁担当者と協議の上決定すること。

（９）報告書作成

受注者は、各文献に対する解析結果をまとめたものを報告書として納入する。

報告書には、解析結果及び総括、並びに、テーマごとの納入件数、納入検索キー数、サンプルチェック件数、付与者数等を記載する。

6. 業務スケジュールの作成

受注者は、バッチに分割して行う文献解析、サンプルチェック、データ作成の各業務について年間スケジュール（以下「業務スケジュール」という。）を別紙 7 に従って作成し、業務開始までに特許庁担当者の承認を得る。

業務スケジュールの作成にあたっては、次の要件を満たすこと。なお、特段の事情がある場合又は特別な提案がある場合には、特許庁担当者にあらかじめ連絡をして承認を得ること。

① バッチ数

6～20 バッチ程度に分割すること。

② 業務日程

各バッチについて、以下の日程を設定すること。

- ・ 付与者の付与開始日・終了日
- ・ 校閲者の校閲開始日・終了日
- ・ サンプルチェック率の設定期限

- ・ サンプル情報の送付日（原則金曜日※１）
- ・ サンプルチェック開始日（原則、サンプル情報の送付日の翌開庁日）
- ・ サンプルチェック終了日
- ・ 正解率の提示日（５．（５）（v））
- ・ データ納入日（原則木曜日※１）

※１ 開庁日でない場合には、その直前の開庁日に変更すること。また、曜日を変更する場合は特許庁担当者との合意を得ること。

③ サンプルチェック期間

サンプルチェック期間（サンプルチェック開始日から終了日までの期間）は２週間程度とすること。なお、前後のバッチのサンプルチェック期間を重複させない（前のバッチのサンプルチェック終了日より前に、次のバッチのサンプルチェック開始日を設定しない。）こと。各バッチのサンプルチェック開始日の間隔は、初期バッチ（６．⑦参照）を除き、原則として２週間間隔とすること。

各テーマのサンプルチェック持込日は可能な限り同日とすること（ただし、後述する初期バッチ（第１～第４バッチ）の期間についてはその限りではない。）。

④ 解析件数

テーマ単位で、付与者ごとの各バッチにおける解析予定件数を明示すること（別紙８参照）。

⑤ 付与開始日・校閲開始日

先行するバッチのサンプルチェック結果が後続のバッチの付与・校閲業務に最大限反映されるように、各バッチの付与開始日・校閲開始日を設定すること。

⑥ 正解率の提示日・サンプルチェック率の設定期限

先行するバッチの正解率を、後続のバッチのサンプルチェック率の設定に最大限反映させるため、各バッチのサンプルチェック終了日から正解率の提示日までの期間を３週間以内とすること。また、サンプルチェック率の設定期限からサンプルチェック情報の送付日までの期間を可能な限り短くすること。

⑦ 初期バッチの扱い

初期バッチのスケジュールについては、解析方法・付与基準等を少ない件数の解析経験で効果的に理解させるようにするため、以下の要件を満たすこと。

(a) 特許庁担当者が指定したテーマ（特許庁担当者が講習の実施が不要であると判断したテーマ等を指す。５．（３）及び５．（５）（ii）①を参照）

当該テーマを担当する付与者及び校閲者であるが、当該テーマに関する検索キーを付与した経験がない者等、特許庁担当者が指定した付与者・校閲者については後述する追加付与者・校閲者（６．⑧を参照）と同様の取扱いとすること。

(b) 特許庁担当者が指定したテーマ以外のテーマ

- ・ 第１バッチ及び第２バッチにおける付与者の付与期間（付与開始日から付与終了

日)、校閲者の校閲期間(校閲開始日から校閲終了日)及びサンプルチェック期間をそれぞれ短期間(サンプルチェック期間は1週間程度)とすること。

- ・ 文献の貸与開始から第1バッチのサンプルチェック開始までの期間を8週間程度とすること。文献の貸与開始からサンプルチェック開始までの期間を延ばす必要がある場合には、特許庁担当者と協議を行うこと。
- ・ 第1バッチ及び第2バッチのサンプルチェック回収日は、直後のバッチ(第2バッチ及び第3バッチ)における付与者の付与開始日より前とし、サンプルチェックの結果を、直後のバッチの付与・校閲業務に確実に反映させること。
- ・ 第2バッチの正解率を、第3バッチのサンプルチェック率の設定に反映させるため、第2バッチの正解率の提示日は、第3バッチのサンプルチェック率の設定期限よりも前にすること。
- ・ 第1バッチ及び第2バッチの解析件数は、付与者ごとに5～20件程度とすること。
- ・ 第3バッチ及び第4バッチの各テーマの解析件数は、第5バッチ以降の解析件数と比較して少なくすること。

⑧ 追加付与者・校閲者

第2バッチ以降に文献解析業務を開始する付与者(追加付与者)については、追加付与者にとって最初のバッチ及び2回目のバッチの解析件数は5～20件程度とすること。また、追加付与者にとって2回目のバッチ及び3回目のバッチは直前に付与したバッチのサンプルチェック回収日の後に付与者の付与開始日となるバッチとすること。

第2バッチ以降に校閲業務を開始する校閲者(追加校閲者)については、事前講習及び追加講習に代えて、校閲開始前に、担当審査官による原則オンライン形式での指導を受けること。なお、当該追加校閲者の最初の2バッチについては、当該校閲者が付与者を兼ねることは認めない。

ただし、解析品質に特段の問題がないと判断される等、特許庁担当者が承認した追加付与者・校閲者については、この限りでない。

⑨ 変更

受注者は、業務スケジュールを変更しようとする場合には、事前に業務スケジュールの変更案を変更する理由と共に提示して、特許庁担当者の承認を得ること。また、校閲者の正解率が要求品質(9.(1)参照)を満たさない場合であって、特許庁担当者が解析品質の向上のために業務スケジュールの変更を指示したときには、受注者は、速やかに業務スケジュールの変更案を提示して、特許庁担当者の承認を得ること。

7. 貸与物及び貸与スケジュール

本事業における貸与物及び貸与スケジュールを以下に示す。なお、貸与物の引き渡しは特許庁において行う。

(1) 貸与物一覧

	名称	数量	情報区分		
			機密性	完全性	可用性
①	解析対象文献リスト（解析マスタ）を格納したDVD-R媒体	一式	1	2	2
②	通番管理表(Microsoft Excel 形式)を格納した媒体	一式	1	2	2
③	文献を格納した媒体	一式	1	—	—
④	付与マニュアル	一式	2	—	—
⑤	F ターム付与指示書	一式	2	—	—
⑥	F I バックログ外注概要指示書	一式	2	—	—
⑦	F I ・F タームの電子データ（ワーク基本台帳）を格納した媒体	一式	2	2	2
⑧	テスト解析用例題及び模範解答	一式	2	—	—

- ※ 媒体について特段の記載が無い場合は、CD-R又はDVD-Rである。
- ※ 受注者は、上記貸与物の受領に関して、特許庁が定めた形式の受領書を提出しなければならない。
- ※ 受注者は、貸与物を適切に管理すること。
- ※ 貸与物⑧については、開示範囲を管理者のみとする（テスト解析を受ける者に対しては、テスト解析用例題の開示を認める。）。
- ※ 受注者は、特許庁からの貸与物を紛失・破損した場合、速やかに特許庁担当者に連絡するとともに、当該受注者の責任において復元の措置を図らなければならない。
- ※ 貸与物は事業終了後、返却又は廃棄すること。貸与物の返却又は廃棄の方法、時期については特許庁担当者の指示に従うこと。

(2) 貸与スケジュール

事業開始時に貸与する。

8. 納入

受注者は、各納入物を、納入物ごとに定められた納入期限までに、特許庁が指定する納入場所に納入する。

(1) 納入物一覧

	名称	媒体	数量
①	F タームデータ	D V D - R	必要数
②	F I データ	D V D - R	必要数
③	報告書	紙及び C D - R 等	各 1

※ D V D - R 媒体は以下のとおりとする。

- ・ 媒体フォーマットは Windows 端末で実施すること (UDF 2.01 形式又は特許庁が指定する形式とする。)
- ・ 2 層は使用しないこと。
- ・ アーカイブファイルは D V D - R 媒体のディレクトリ直下に格納すること。

※ C D - R 等とは、C D - R 又は D V D - R を指す。

なお、各納入物には格納されたデータの名称を明示し、納入物①～②はそれぞれ別の媒体に格納すること。また、納入物のデータ形式は、別添 1 - 1、1 - 2 に示した「納入データ仕様」に従ってそれぞれ作成すること。

(2) 納入期限

納入物①～②の納入は、業務スケジュールにおいて定めたバッチごとの分割納入とし、納入物③も含めた最終納入期限は令和 9 年 3 月 1 2 日 (金) とする。

(3) 納入場所

審査第一部調整課審査推進室審査情報業務班

特許庁庁舎 8 階北 (東京都千代田区霞が関三丁目 4 番 3 号)

※納入場所の変更が特許庁担当者から指示された場合は、それに従うこと。

9. 要求品質及び品質管理

(1) 要求品質

① 文献解析

- ・ 校閲者の正解率 : 全バッチ・全校閲者の平均が 8 5 % 以上であること
- ・ 校閲者ごと正解率 : 各バッチについて 8 0 % 以上であること

② データ作成

全データを「納入データ仕様」に従い作成すること

③ 業務スケジュール

承認された業務スケジュールのとおり実施すること

※要求品質を確保できなかった場合には、受注者は速やかに改善策を策定し、特許庁担当者に報告するとともに、その指示に従うこと。

（２）解析品質の管理

受注者は、付与者及び校閲者の担当するテーマの習熟度や文献解析の進捗状況を把握し、文献解析が適切な品質で業務スケジュールに従って行われるように管理して、必要な処置を講ずる。例えば、担当するテーマの習熟度不足、解析品質不良、解析予定件数の実施困難等の理由で文献解析を継続することが困難な付与者や校閲者がいる場合は、速やかに、解析件数の再割当て、付与者や校閲者の交代等必要な処置を講ずる。

また、受注者は、特許庁担当者から要請があった場合には、以下の事項について速やかに報告する。

- ・ 付与者及び校閲者のテスト解析用例題の結果
- ・ 付与者及び校閲者ごとの解析件数及びサンプルチェック結果
- ・ テーマ全般の指示事項及びサンプルチェック結果について問合せた内容を集約した結果及びそのテーマを担当する付与者及び校閲者への周知の状況
- ・ サンプルチェック結果及び担当審査官からの指示事項を踏まえた付与者及び校閲者への指導状況
- ・ 指導を要する付与者及び校閲者への今後の指導方針及び解析品質向上の見通し
- ・ その他、特許庁担当者が必要と認めた事項

（３）解析品質の担保

付与者又は校閲者の正解率が著しく低いなど、解析品質が著しく低いと判断された場合は、受注者の責任において品質回復、向上の措置を図ること。また、必要に応じて特許庁担当者と解析品質向上に向けての取組について協議を行うこと。

第２バッチ以降、解析品質が著しく低いと判断された校閲者については、解析品質が改善されるまでの間、当該校閲者が校閲を行う全ての文献について、他の校閲者によるダブルチェックを行うこと。

受注者は、解析品質が著しく低いと判断された場合は、特許庁担当者より指示があった品質不良分（サンプルチェック対象外の文献を含む。）について再度解析を行うこと。また、特許庁は、サンプルチェックに持込まれた文献の解析品質が著しく低い場合には、当該バッチの一部又は全ての文献を品質不良分として受注者に差し戻すので、受注者は、差し戻された文献について再度文献解析を行うこと。差し戻し後のサンプルチェックに

については、特許庁担当者の指示に従うこと。

また、付与者又は校閲者が仕様書及び付与マニュアル等に記載された事項を明らかに遵守していない（付与マニュアル等の不備等、受注者側の問題に起因しない場合を除く。）ことに起因して品質不良が発生した場合も、特許庁担当者より指示があった品質不良分について再度文献解析を行うこと。

10. 課室情報セキュリティ責任者

特許庁審査第一部調整課 審査推進室長 高橋 克（内線2450）

ただし、人事異動等により当該職員の変更があった場合には、新たに当該官職に就いた職員とする。

11. 担当者

特許庁審査第一部調整課 審査推進室

審査情報業務班 解析管理係長

吉村 庄太郎（内線2459）

林 里美（内線2459）

ただし、人事異動等により当該職員の変更があった場合には、新たに当該官職に就いた職員とする。

12. その他

（1）権利義務に関すること

- a. 本仕様書に基づき特許庁に提出した書類等（検索キーの付与に関する担当審査官からの指示事項を集約した資料（5.（7）（i）参照）を含む）の著作権及び納入物の著作権は、提示と同時に特許庁に移転する。また、著作権法第27条及び第28条に規定する権利も同時に特許庁に移転するものとする。さらに、受注者は著作者人格権の行使は行わないものとする。
- b. 最終納入後に、受注者の納入物に瑕疵が発見された場合、受注者は瑕疵の修補を行うこと。
- c. 受注者は、本事業で知り得た個人情報について、本事業以外の目的で使用あるいは第三者に漏洩してはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負う。
- d. 特許庁からの貸与物に汚損等が生じた場合は、受注者の責任において回復の措置を

図ること。

- e. 納入物を作成する過程で得た情報（副産物）については、特許庁が認めた場合を除き、本仕様書に記載された事項以外の用途・目的で利用しないこと。
- f. 貸与物及び当該貸与物から得た情報については、特許庁が認めた場合を除き、本仕様書に記載された事項以外の用途・目的で利用しないこと。
- g. 不明な事項の確認もしくは打ち合わせ（本事業の業務効率あるいは精度向上を行うための打ち合わせを含む。）を行うために、特許庁と連絡あるいは協議を行うために用いた資料及びこれら資料の電子データの知的財産権上の取り扱いについては、必要に応じて特許庁と受注者が協議して決定するものとする。

（２）仕様書の内容及び業務内容に関すること

- a. 受注にあたって提案書を提出した場合においては、原則、提案書にて提案した事項は遵守すること。ただし、本仕様書において、特許庁の承認が必要とされるものについては、特許庁担当者の承認を得てから業務を開始すること。また、提案内容の実施にあたり特許庁側の対応が必要な場合には、特許庁担当者と相談の上、特許庁の承認を得た場合に限り実施し、実施に際しては特許庁担当者を確認し指示に従うこと。
- b. 本仕様書に記載された事項につき、特許庁から別途指示があった場合は、その指示に従うこと。
- c. 本事業を実施する上での詳細な事項については、特許庁担当者と十分打ち合わせをして、具体的な指示がある場合はそれに従うこと。不明な事項がある場合は、特許庁担当者に確認し、指示に従うこと。
- d. 受注者は、事前に、本仕様書や提案書の内容を遵守した付与者及び校閲者用の業務マニュアルを作成し、その内容について特許庁担当者の確認を受けること。修正等の指摘があった場合には、それに従うこと。
- e. 受注者は、業務を行うにあたり、本仕様書・提案書・業務マニュアルの内容の遵守を徹底すること。
- f. 特許庁担当者は必要に応じて、納入日前に、納入物の一部、中間生成物、その他について受注者に提出させることができる。
- g. 受注者は、業務スケジュールで予定していた各バッチでの納入件数に変更が生じた場合には、随時（バッチ単位）、特許庁担当者に変更件数を報告する。
- h. 本事業に関する情報（本事業を通じて得た情報、本事業の品質に関する情報、本事業の管理上の情報等）について特許庁から要請があった場合は、受注者はその情報を特許庁に提供すること。
- i. 本仕様書に記載された事項は、特許庁と受注者との協議により合意が得られた場合、内容を変更できるものとする。

- j. 公開実用新案公報の場合は、それに対応する明細書全文も、本仕様書で言う「文献」に含むものとする。

(3) 情報管理体制及び履行完了後の情報の取扱いについて

- a. 受注者は本事業で知り得た情報を適切に管理するため、次の履行体制を確保し、発注者に対し「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面（情報管理体制図）」及び「情報取扱者名簿」（氏名、個人住所、生年月日、所属部署、役職等が記載されたもの）を契約前に提出し、担当課室の同意を得ること。（住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当課室から求められた場合は速やかに提出すること。）なお、情報取扱者名簿は、委託業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を掲載すること。

（確保すべき履行体制）

契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した一切の情報が、経済産業省が保護を要しないと確認するまでは、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

- b. 本事業で知り得た一切の情報について、情報取扱者以外の者の開示又は漏えいしてはならないものとする。ただし、担当課室の承認を得た場合は、この限りではない。
- c. a. の情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面又は情報取扱者名簿に変更がある場合は、予め担当課室へ届出を行い、同意を得なければならない。
- d. 履行完了後の情報の取扱いについては以下のようにすること。
- 国から提供した資料又は国が指定した資料の取扱い（返却・削除等）については、担当職員の指示に従うこと。

(4) 情報セキュリティに関する事項

以下の事項について遵守すること。

【情報セキュリティ関連事項の確保体制および遵守状況の報告】

- 1) 受注者（委託契約の場合には、受託者。以下同じ。）は、契約締結後速やかに、情報セキュリティを確保するための体制並びに以下2)～17)に記載する事項の遵守の方法及び提出を求める情報、書類等（以下「情報セキュリティを確保するための体制等」という。）について、特許庁（以下「当庁」という。）の担当職員（以下「担当職員」という。）に提示し了承を得た上で確認書類として提出すること。ただし、別途契約締結前に、情報セキュリティを確保するための体制等について担当職員に提示し了承

を得た上で提出したときは、この限りでない。また、定期的に、情報セキュリティを確保するための体制等及び対策に係る実施状況（「情報セキュリティに関する事項の遵守の方法の実施状況報告書」（別紙9））を紙媒体又は電子媒体により報告すること。加えて、これらに変更が生じる場合は、事前に担当職員へ案を提出し、同意を得ること。

なお、報告の内容について、担当職員と受注者が協議し不十分であると認めた場合、受注者は、速やかに担当職員と協議し対策を講ずること。

【情報セキュリティ関連規程等の遵守】

- 2) 受注者は、「経済産業省情報セキュリティ管理規程（平成18・03・22シ第1号）」、「経済産業省情報セキュリティ対策基準（平成18・03・24シ第1号）」及び「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和5年度版）」（以下「規程等」と総称する。）を遵守すること。また、契約締結時に規程等が改正されている場合は、改正後の規程等を遵守すること。
- 3) 受注者は、当庁又は内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターが必要に応じて実施する情報セキュリティ監査、マネジメント監査又はペネトレーションテストを受け入れるとともに、指摘事項への対応を行うこと。

【情報セキュリティを確保するための体制】

- 4) 受注者は、本業務に従事する者を限定すること。また、受注者の資本関係・役員の情報、本業務の実施場所、本業務の全ての従事者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を担当職員に提示すること。なお、本業務の実施期間中に従事者を変更等する場合には、事前にこれらの情報を担当職員に再提示すること。
- 5) 受注者は、本業務を再委託（業務の一部を第三者に委託することをいい、外注及び請負を含む。以下同じ。）する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるよう、上記1)から17)までの措置の実施を契約等により再委託先に担保させること。また、1)の確認書類には再委託先に係るものも含むこと。

【情報の取扱い】

- 6) 受注者は、本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）の取扱いには十分注意を払い、当庁内に複製が可能な電子計算機等の機器を持ち込んで作業を行う必要がある場合には、事前に担当職員の許可を

得ること。なお、この場合であっても、担当職員の許可なく複製してはならない。また、作業終了後には、持ち込んだ機器から情報が消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。

7) 受注者は、本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体）について、担当職員の許可なく当庁外で複製してはならない。また、作業終了後には、複製した情報が電子計算機等から消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。

8) 受注者は、本業務を終了又は契約解除する場合には、受注者において本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）を速やかに担当職員に返却し、又は廃棄し、若しくは消去すること。その際、担当職員の確認を必ず受けること。

9) 受注者は、契約期間中及び契約終了後においても、本業務に関して知り得た当庁の業務上の内容について、他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

なお、当庁の業務上の内容を外部に提供する必要が生じた場合は、提供先で当該情報が適切に取り扱われないおそれがあることに留意し、提供の可否を十分に検討した上で、担当職員の承認を得るとともに、取扱上の注意点を示して提供すること。

【情報セキュリティに係る対策、教育、侵害時の対処】

10) 受注者は、本業務に使用するソフトウェア、電子計算機等に係る脆弱性対策、不正プログラム対策、サービス不能攻撃対策、標的型攻撃対策、アクセス制御対策、情報漏えい対策を講じるとともに、契約期間中にこれらの対策に関する情報セキュリティ教育を本業務にかかわる従事者に対し実施すること。

11) 受注者は、本業務の遂行において、情報セキュリティが侵害され、又はそのおそれがある場合の対処方法について担当職員に提示すること。また、情報セキュリティが侵害され、又はそのおそれがあることを認知した場合には、速やかに担当職員に報告を行い、原因究明及びその対処等について担当職員と協議の上、その指示に従うこと。

【クラウドサービス】

12) 受注者は、本業務を実施するに当たり、民間事業者等が不特定多数の利用者に対して提供する、定型約款や利用規約等への同意のみで利用可能となるクラウドサービスを利用する場合には、これらのサービスで要機密情報を取り扱ってはならず、2)に掲げる規程等で定める不正アクセス対策を実施するなど規程等を遵守すること。

- 13) 受注者は、本業務を実施するに当たり、利用において要機密情報を取り扱うものとしてクラウドサービスを調達する際は、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）」の ISMAP クラウドサービスリスト又は ISMAP-LIU クラウドサービスリストから調達することを原則とすること。
- 14) 受注者は、前2項におけるクラウドサービスの利用の際は、提供条件等から、利用に当たってのリスクの評価を行い、リスクが許容出来ることを確認して担当職員の利用承認を得るとともに、取扱上の注意点を示して提供し、その利用状況を管理すること。

【セキュアな情報システム（外部公開ウェブサイトを含む）の構築・運用・閉鎖】

- 15) 受注者は、情報システム（ウェブサイトを含む。以下同じ。）の設計、構築、運用、保守、廃棄等（電子計算機、電子計算機が組み込まれた機器、通信回線装置、電磁的記録媒体等のハードウェア又はソフトウェア（以下「機器等」という。）の調達を含む場合には、その製造工程を含む。）を行う場合には、以下を実施すること。
- ①各工程において、当庁の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。また、具体的な管理手順や品質保証体制を証明する書類等を提出すること。
- ②情報システムや機器等に意図しない変更が行われる等の不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、当庁と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制を整備していること。これらが妥当であることを証明するため書類を提出すること。
- ③不正プログラム対策ソフトウェア等の導入に当たり、既知及び未知の不正プログラムの検知及びその実行の防止の機能を有するソフトウェアを導入すること。また、以下を含む対策を行うこと。
- (a) 不正プログラム対策ソフトウェア等が常に最新の状態となるように構成すること。
 - (b) 不正プログラム対策ソフトウェア等に定義ファイルを用いる場合、その定義ファイルが常に最新の状態となるように構成すること。
 - (c) 不正プログラム対策ソフトウェア等の設定変更権限については、システム管理者が一括管理し、システム利用者に当該権限を付与しないこと。
 - (d) 不正プログラム対策ソフトウェア等を定期的に全てのファイルを対象としたスキャンを実施するように構成すること。

(e) EDR ソフトウェア等を利用し、端末やサーバ装置（エンドポイント）の活動を監視し、感染したおそれのある装置を早期にネットワークから切り離す機能の導入を検討すること。

④情報セキュリティ対策による情報システムの変更内容について、担当職員に速やかに報告すること。また、情報システムが構築段階から運用保守段階へ移行する際等、他の事業者へ引き継がれる項目に、情報セキュリティ対策に必要な内容を含めること。

⑤サポート期限が切れた、又は本業務の期間中にサポート期限が切れる予定がある等、サポートが受けられないソフトウェアの利用を行わないこと、及びその利用を前提としないこと。また、ソフトウェアの名称・バージョン・導入箇所等を管理台帳で管理することに加え、サポート期限に関するものを含むソフトウェアの脆弱性情報を収集し、担当職員に情報提供するとともに、情報を入手した場合には脆弱性対策計画を作成し、担当職員の確認を得た上で対策を講ずること。

⑥受注者自身（再委託先を含む。）が管理責任を有するサーバ等を利用する場合には、OS、ミドルウェア等のソフトウェアの脆弱性情報を収集し、セキュリティ修正プログラムが提供されている場合には業務影響に配慮しつつ、速やかに適用を実施すること。

⑦ウェブサイト又は電子メール送受信機能を含むシステム等の当庁外向けシステムを構築又は運用する場合には、政府機関のドメインであることが保証されるドメイン名「. go. jp」を使用すること。

⑧外部に公開するウェブサイトを構築又は運用する場合には、以下の対策を実施すること。

・サービス開始前および、運用中においては年1回以上、ポートスキャン、脆弱性検査を含むプラットフォーム診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。

・インターネットを介して通信する情報の盗聴及び改ざんの防止並びに正当なウェブサーバであることを利用者が確認できるようにするため、TLS(SSL)暗号化の実施等によりウェブサイトの暗号化の対策等を講じること。

なお、必要となるサーバ証明書には、利用者が事前のルート証明書のインストールを必要とすることなく、その正当性を検証できる認証局（証明書発行機関）により発行された電子証明書を用いること。

⑨電子メール送受信機能を含む場合には、SPF（Sender Policy Framework）等のなりすましの防止策を講ずるとともにSMTPによるサーバ間通信のTLS(SSL)化やS/MIME等の電子メールにおける暗号化及び電子署名等により保護すること。

⑩ウェブサイト又は電子メール送受信機能を含むシステム等の当庁外向けシステムを構築又は運用する場合は、当庁が指定する期日にドメインの抹消、DNSやCDN情報の削除、運用環境の削除を行える事業者を選定すること。

また、運用を閉鎖する場合は、終了告知を一定期間行うこと。一定期間の終了告知を終えた後は、ドメインの抹消、DNSやCDN情報の削除、ドメインへのリンクの削除、SNSを利用していた場合はアカウント削除等、なりすましの防止策を漏れなく講ずること。

なお、本事項は、「実施」の場合はその実施内容、「未実施」又は「該当なし」の場合はその理由等を必ず報告すること。

【アプリケーション・コンテンツの情報セキュリティ対策】

16) 受注者は、アプリケーション・コンテンツ（アプリケーションプログラム、ウェブコンテンツ等の総称をいう。以下同じ。）の開発・作成を行う場合には、利用者の情報セキュリティ水準の低下を招かぬよう、以下の内容も含めて行うこと。

①提供するアプリケーション・コンテンツが不正プログラムを含まないこと。また、そのために以下を含む対策を行うこと。

(a) アプリケーション・コンテンツを提供する前に、不正プログラム対策ソフトウェアを用いてスキャンを行い、不正プログラムが含まれていないことを確認すること。

(b) アプリケーションプログラムを提供する場合には、当該アプリケーションの仕様と反するプログラムコードが含まれていないことを確認すること。

(c) 提供するアプリケーション・コンテンツにおいて、当庁外のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生する機能が仕様と反して組み込まれていないことを、HTMLソースを表示させるなどして確認すること。

②提供するアプリケーション・コンテンツが脆弱性を含まないこと。

③実行プログラムの形式以外にコンテンツを提供する手段がない場合を除き、実行プログラム形式でコンテンツを提供しないこと。

④電子証明書を用いた署名等、提供するアプリケーション・コンテンツの改ざん等が

なく真正なものであることを確認できる手段がある場合には、それをアプリケーション・コンテンツの提供先に与えること。なお、電子証明書を用いた署名を用いるときに、政府認証基盤（GPKI）の利用が可能である場合は、政府認証基盤により発行された電子証明書を用いて署名を施すこと。

⑤提供するアプリケーション・コンテンツの利用時に、脆弱性が存在するバージョンのOS、ソフトウェア等の利用を強制するなどの情報セキュリティ水準を低下させる設定変更をOS、ソフトウェア等の利用者に要求することがないように、アプリケーション・コンテンツの提供方式を定めて開発すること。

⑥当庁外へのアクセスを自動的に発生させる機能やサービス利用者その他の者に関する情報が本人の意思に反して第三者に提供されるなどの機能がアプリケーション・コンテンツに組み込まれることがないように開発すること。ただし、必要があつて当該機能をアプリケーション・コンテンツに組み込む場合は、当庁外へのアクセスが情報セキュリティ上安全なものであることを確認した上で、他のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生すること、サービス利用者その他の者に関する情報が第三者に提供されること及びこれらを無効にする方法等が、サービス利用者において容易に確認ができるよう、担当職員が示すプライバシーポリシー等を当該アプリケーション・コンテンツに掲載すること。

17) 受注者は、外部に公開するウェブサイト上のウェブアプリケーションの構築又は改修を行う場合には、独立行政法人情報処理推進機構が公開する最新の「安全なウェブサイトの作り方」（以下「作り方」という。）に基づくこと。また、ウェブアプリケーションの構築又は更改時においてはサービス開始前に、運用中においてはウェブアプリケーションへ修正を加えた場合や新たな脅威が確認された場合に、「作り方」に記載されている脆弱性の検査等（ウェブアプリケーション診断）を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。併せて、「作り方」のチェックリストに従い対応状況を確認し、その結果を記入したチェックリストを担当職員に提出すること。なお、チェックリストの結果に基づき、担当職員から指示があつた場合は、それに従うこと。

13. 用語集

・ 「テーマコード」

テーマに付される特許文献を技術範囲ごとに区分するための記号のこと。

- ・ 「検索キー」

文献を検索するために、文献ごとに付与された、F ターム、F I 及びフリーワードの総称のこと。

- ・ 「解析」

各文献にどのような技術的特徴点が開示されているかを理解したうえで、各検索キーが意味する技術観念と文献の技術的特徴点とを比較・分析し、当該文献に対し、検索キーを付与すること。

- ・ 「F ターム解析」

文献にどのような技術的特徴点が開示されているかを理解したうえで、F ターム及びフリーワードの意味する技術観念と文献の技術的特徴点とを比較・分析することにより、当該文献に対し、F ターム及びフリーワードを付与すること。

- ・ 「F I 解析」

文献にどのような技術的特徴点が開示されているかを理解したうえで、F I の意味する技術観念と文献の技術的特徴点とを比較・分析することにより、当該文献に対し、F I を付与すること。

- ・ 「解析マスタ」

解析対象文献リストのこと。解析対象（F I 解析、F ターム解析）やテーマ、付与群に関わらず、解析対象の文献に付与されている全てのF I、ファセット、F ターム、審査官フリーワードテーマ、審査官フリーワードを設定する。

- ・ 「正解率」

サンプルチェック前(校閲後)とサンプルチェック後の検索キーの付与状況について、サンプルチェック前とサンプルチェック後が一致している検索キーの数を「一致数」、サンプルチェック前に付与されていなかったが、サンプルチェック後に付与されている検索キーの数を「モレ数」、サンプルチェック前に付与されていたが、サンプルチェック後には付与されていない検索キーの数を「ノイズ数」としたとき、以下の計算式で求められるものをいう。

$\begin{aligned}\text{一致率}(\%) &= \text{一致数合計} / (\text{一致数合計} + \text{モレ数合計}) \times 100 \\ \text{ノイズ率}(\%) &= \text{ノイズ数合計} / (\text{一致数合計} + \text{モレ数合計} + \text{ノイズ数合計}) \times 100 \\ \text{正解率}(\%) &= \text{一致率} - (\text{ノイズ率} \times 0.5)\end{aligned}$

- ・ その他、基本用語（F ターム、F I 等）について参考情報
<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/help/ja/p11/p1100.html>

令和8年度「公報審査資料における検索キー付与に関する調査(物理分野)」 解析予定テーマ一覧

総解析予定件数	2,300
---------	-------

再解析テーマ(メンテナンステーマ):2テーマ

技術分野	種別	テーマコード	解析予定件数	テーマ名	付与対象数 [Fターム数、F数]	平均頁数 ^{注1}	テーマ 外国文献比率
物理	FI	9B226	2,300	放射温度計	105	17.0	12.3%

注1:値は推定値です。

項番	データ項目名	レベル	データ項目名(記号名)	属性	桁数	精度	繰返	位置	備考
1	発注番号	1	hcchuBngu	半角数字	10	-	-	-	
2	管理コード	1	knrCode	半角英数字記号	17	-	-	-	
3	出願番号	1	shtsgnBngu	半角数字	12	-	-	-	国内文献の場合、出願番号11桁。 PCT-R0文献の場合、国際出願番号12桁。
4	文献番号	1	bnknBngu	半角英数字	15	-	-	-	国内文献の場合、文献番号12桁。 PCT-R0文献の場合、国際公開番号15桁。 再公表相当データの場合、外国文献のWO番号を設定する。
5	FI個数	1	fiKsu	半角数字	3	-	-	-	前ゼロなし
6	FI	1	fi	半角英数字記号	19979	-	-	-	(FI(19桁)+繰返し区切り文字(1桁))×999-繰返し区切り文字(1桁) FI、ファセットで1単位。
7	ファセット	1	facet	半角英数字記号	3995	-	-	-	(ファセット(3桁)+繰返し区切り文字(1桁))×999-繰返し区切り文字(1桁) FI、ファセットで1単位。
8	Fターム個数	1	ftermKsu	半角数字	3	-	-	-	前ゼロなし
9	Fターム	1	fterm	半角英数字記号	10988	-	-	-	(Fターム(10桁)+繰返し区切り文字(1桁))×999-繰返し区切り文字(1桁)
10	審査官フリーワード個数	1	shnsknFreewordKsu	半角数字	3	-	-	-	前ゼロなし
11	審査官フリーワードテーマ	1	shnsknFreewordTheme	半角英数字	5993	-	-	-	(審査官フリーワードテーマ(5桁)+繰返し区切り文字(1桁))×999-繰返し区切り文字(1桁) 審査官フリーワードテーマ、審査官フリーワードで1単位。
12	審査官フリーワード	1	shnsknFreeword	全角	20978	-	-	-	(審査官フリーワード(20桁)+繰返し区切り文字(1桁))×999-繰返し区切り文字(1桁) 審査官フリーワードテーマ、審査官フリーワードで1単位。

1. 解析マスタデータフォーマット仕様

特許庁から受注者へ提供する解析マスタのデータフォーマットの仕様を以下に示す。

1. 1. 解析マスタの名称

- ・解析マスタのファイル名は「KSK_YYYYMMDD_hhmmss.tsv」とする。
先頭3桁：「KSK」固定。
YYYYMMDD：年月日（西暦）。8文字固定。
hhmmss：時分秒（24時間表記）。6文字固定。
拡張子：「.tsv」固定

例：2020年2月1日 16時24分07秒作成の解析マスタの場合

KSK_20200201_162407.tsv

1. 2. 区切り文字・引用符

- ・引用符はダブルコーテーションとする。（数値項目にも引用符を付加する）
- ・区切り文字はタブコードとする。

1. 3. レコードの単位

- ・解析対象の文献ごとのレコードを格納する。

1. 4. レコードの区切り

- ・レコードの区切りは改行コード（CRLF）とする。

1. 5. 最終レコード

- ・最終レコードもその他のレコードと同様に、改行コードを付加する。

1. 6. 格納する情報

- ・解析マスタにはレコードのみを格納し、ヘッダ情報等は付加せずに、先頭からレコードを格納する。
- ・解析対象（FI解析、Fターム解析）やテーマ、付与群に関わらず、解析対象の文献に付与されているすべてのFI、ファセット、Fターム、審査官フリーワードテーマ、審査官フリーワードを設定する。

1. 7. 値のない項目

- ・値のない項目についても引用符（ダブルコーテーション）を付加する。（引用符が連続して設定される）

例：ファセットの1件目の値がない場合

"1234" "2A101-2019-111-01" "12021001234" "JPA503012345" "1" "A00B1234/123450303H" "" "1" "2G091BB82X" "1" "2A101" "へら状態"

1. 8. 繰返し項目

- ・繰返し項目は繰返し数を設定し、続けて項目の値を設定する。
- ・繰返し項目は、データが存在する分の情報を、繰返し区切り文字「#」で区切って提供する。
- ・繰返し項目の値が1件もない（繰返し数が0）場合、繰返し数に0を設定し、繰返し項目を「1. 7. 値のない項目」の要領で設定する。（引用符を連続して設定する）
- ・FIとファセットの個数は必ず同一となるため、どちらもFI個数で表す。（FI個数と同じ数だけファセットの値を設定する）
- ・審査官フリーワードテーマと審査官フリーワードの個数は必ず同一となるため、どちらも審査官フリーワード数で表す。

例：Fターム個数が0の場合

"1234" "2A101-2019-111-01" "12021001234" "JPA503012345" "1" "A00B1234/123450 H" "ABC" "0" "" "1" "2A101" "へら状態"

例：FI個数が2の場合

"1234" "2A101-2019-111-01" "12021001234" "JPA503012345" "2" "A00A1234/123450303H#A00B1234/123450 H" "#ABC" "0" "" "0" "" ""

1. 9. 文字コード

- ・提供データの文字コードはSJISとする。

1. 10. 左右詰め編集・埋め込み編集

- ・各項目が項目桁数に満たない場合でも、スペース埋め、ゼロ埋め等の埋め込み編集は行わない。このため、左右詰め編集も行わない。

1. 11. 解析対象の文献

- ・解析対象として、国内文献、JPW0文献のいずれか、もしくは、両方を設定する。

1. 12. FIの設定内容

- ・FIは版コードを除く19桁（セクション1桁＋クラス2桁＋サブクラス1桁＋メイニンググループ4桁＋セパレータ1桁＋サブグループ6桁＋識別記号3桁＋分冊識別記号1桁）を設定する。

見本1

Fタームテーマバージョン,テーマ,観点,要素,付加コード,要素順序番号,要素階層情報,FI適用範囲(入力指定),由来Fタームテーマバージョン,更新日
 0100000,"2B002","AA","00","","",000,000,"B27D5/00",0100000,20020502
 0100000,"2B002","AA","01","","",001,001,"B27D5/00",0100000,20020502

見本2

Fタームテーマバージョン,テーマ,観点,要素,更新日,英文更新日,和文更新日,要素題名(和文),要素題名(英文),要素説明文(和文),要素説明文(英文)
 0100000,"2B002","AA","05",20020502,0,20020502,"表面加工合板","","",""
 0100000,"2B002","AA","06",20020502,0,20020502,"溝付","","",""

見本3

Fタームテーマバージョン,テーマ,観点,更新日,英文更新日,和文更新日,観点題名(和文),観点題名(英文),観点説明文(和文),観点説明文(英文)
 0100000,"2B002","AA",20020502,0,20020502,"合板等","","",""
 0100000,"2B002","AB",20020502,0,20020502,"2次処理単板","","",""

見本4

Fタームテーマバージョン,テーマ,観点,要素,付加コード,新Fタームテーマバージョン,新テーマ,新観点,新要素,新付加コード,付与停止フラグ,登録日,更新日
 0100201,"2C032","GA","00","","",0100300,"","","","Y",20020801,20020801
 0100201,"2C032","GA","01","","",0100300,"","","","Y",20020801,20020801

見本5

Fタームテーマバージョン,テーマ,観点,付加コード,更新日,英文更新日,和文更新日,付加コード題名(和文),付加コード題名(英文),付加コード説明文(和文),付加コード説明文(英文)
 0100000,"2E110","GA","W",20010514,0,20010514,"化粧材の表面材","","",""
 0100000,"2E110","GA","X",20010514,0,20010514,"化粧材の裏面材","","",""

見本6

改正Fタームテーマバージョン,テーマ,観点,表示テーマバージョン,付与可能有無,付与開始日,付与終了日,リリース日,検索終了日
 0100000,"2B074","AA",0100201,"N",20020401,20020805,0,0
 0100300,"2B074","AA",0103600,"N",20020805,20180422,0,0

見本7

テーマバージョン,テーマ,審査室,テーマ名称,テーマ名称(英文),外部公開有無,由来テーマバージョン,Fターム種別,更新日,再解析開始年,ダミーテーマ,コース,改正情報(コメント),テーマ備考
 0100000,"2B001","2B","田植機の機枠","Y",0100000,"0",20020402,0,"3×5",FI化(H5),
 0100000,"2B002","2B","化粧合板","Y",0100000,"0",20020402,0,"4A",

見本8

テーマバージョン,テーマ,FIバージョン,FIカバー範囲
 0100100,"2B001",0001000,"A01C11/02,311-11/02,312@Z",
 0100100,"2B002",0001000,"B27D5/00",

電子データの形式は、カンマ区切りのテキストデータ(.txt)

FIバックログ外注概要指示書

技術単位名	〇〇〇
技術単位コード	9X

9B●●●

テーマ名 ○○○

○抽出用現FI、及び付与用新FI

↓付与マニュアルに記載するFIリストと同じ

[illegible]

←例→

[illegible]

【別紙６－１】Ｆターム及びフリーワード付与データ（審査官修正前・修正後）見本

	バッチ	テーマコード・通番	文献番号	付与者種別	付与者コード	テーマコード	Fタームエントリー	分類	フリーワード
1	9	9X399-001441	AH96214701	I	AXXX	9X399	00001	9X399AA01	サンプル
2	9	9X399-001441	AH96214701	C	9999	9X399	00001	9X399AA01	見本
3	9	9X399-002009	AH94331372	I	AXXX	9X399	00001	9X399AA01	
4	9	9X399-002009	AH94331372	C	9999	9X399	00000		
5	9	9X399-002010	AH94330512	I	AXXX	9X399	00001	9X399AA01	サンプル
6	9	9X399-002011	AH94330513	I	AXXX	9X399	00001	9X399AA01	サンプル
7	9	9X399-002011	AH94330513	C	9999	9X399	00001	9X399AA01	サンプル
8	9	9X399-002012	AH94326114	I	AXXX	9X399	00001	9X399AA01	
9	9	9X399-002013	AH94326113	I	AXXX	9X399	00002	9X399AA01 9X399AA02	
10	9	9X399-002013	AH94326113	C	9999	9X399	00002	9X399AA01 9X399AA02	
11	9	9X399-002014	AH94323715	I	AXXX	9X399	00001	9X399AA01	
12	9	9X399-002015	AH94319722	I	AXXX	9X399	00001	9X399AA01	
13	9	9X399-002016	AH94318614	I	AXXX	9X399	00001	9X399AA01	
14	9	9X399-002016	AH94318614	C	9999	9X399	00001	9X399AA01	
15	9	9X399-002017	AH94316122	I	AXXX	9X399	00001	9X399AA01	
16	9	9X399-002018	AH94311266	I	AXXX	9X399	00001	9X399AA01	
17	9	9X399-002019	AH94309115	I	AXXX	9X399	00001	9X399AA01	
18	9	9X399-002019	AH94309115	C	9999	9X399	00001	9X399AA01	
19	9	9X399-002021	AH94308912	I	AXXX	9X399	00001	9X399AA01	
20	9	9X399-002022	AH94307616	I	AXXX	9X399	00001	9X399AA01	
21	9	9X399-002023	AH94306723	I	AXXX	9X399	00001	9X399AA01	
22	9	9X399-002023	AH94306723	C	9999	9X399	00001	9X399AA01	
23	9	9X399-002024	AH94306722	I	AXXX	9X399	00001	9X399AA01	
24	9	9X399-002026	AH94305727	I	AXXX	9X399	00001	9X399AA01	
25	9	9X399-002027	AH94304521	I	AXXX	9X399	00001	9X399AA01	
26	9	9X399-002027	AH94304521	C	9999	9X399	00001	9X399AA01	
27	9	9X399-002028	AH94302276	I	AXXX	9X399	00001	9X399AA01	
28	9	9X399-002029	AH94302275	I	AXXX	9X399	00001	9X399AA01	
29	9	9X399-002030	AH94299725	I	AXXX	9X399	00001	9X399AA01	
30	9	9X399-002030	AH94299725	C	9999	9X399	00001	9X399AA01	
31	9	9X399-002031	AH94296924	I	AXXX	9X399	00001	9X399AA01	
32	9	9X399-002032	AH94295916	I	AXXX	9X399	00001	9X399AA01	
33	9	9X399-002033	AH94294415	I	AXXX	9X399	00001	9X399AA01	
34	9	9X399-002033	AH94294415	C	9999	9X399	00001	9X399AA01	
35	9	9X399-002034	AH94294414	I	AXXX	9X399	00001	9X399AA01	
36	9	9X399-002035	AH94291615	I	AXXX	9X399	00001	9X399AA01	
37	9	9X399-002036	AH94289911	I	AXXX	9X399	00001	9X399AA01	
38	9	9X399-002036	AH94289911	C	9999	9X399	00001	9X399AA01	
39	9	9X399-002037	AH94289910	I	AXXX	9X399	00001	9X399AA01	
40	9	9X399-002038	AH94287214	I	AXXX	9X399	00001	9X399AA01	
41	9	9X399-002039	AH94286015	I	AXXX	9X399	00001	9X399AA01	
42	9	9X399-002039	AH94286015	C	9999	9X399	00001	9X399AA01	
43	9	9X399-002040	AH94284526	I	AXXX	9X399	00001	9X399AA01	
44	9	9X399-002041	AH94282718	I	AXXX	9X399	00001	9X399AA01	
45	9	9X399-002042	AH94282717	I	AXXX	9X399	00002	9X399AA01 9X399AA02	
46	9	9X399-002043	AH94280318	I	AXXX	9X399	00001	9X399AA01	
47	9	9X399-002044	AH94280313	I	AXXX	9X399	00001	9X399AA01	
48	9	9X399-002044	AH94280313	C	9999	9X399	00001	9X399AA01	
49	9	9X399-002045	AH94279923	I	AXXX	9X399	00001	9X399AA01	
50	9	9X399-002046	AH94278625	I	AXXX	9X399	00002	9X399AA01 9X399AA02	
51	9	9X399-002047	AH94278624	I	AXXX	9X399	00001	9X399AA01	
52	9	9X399-002047	AH94278624	C	9999	9X399	00001	9X399AA01	
53	9	9X399-002048	AH94277817	I	AXXX	9X399	00001	9X399AA01	
54	9	9X399-002049	AH94277816	I	AXXX	9X399	00001	9X399AA01	
55	9	9X399-002050	AH94276985	I	AXXX	9X399	00001	9X399AA01	
56	9	9X399-002050	AH94276985	C	9999	9X399	00001	9X399AA01	
57	9	9X399-002051	AH94276814	I	AXXX	9X399	00001	9X399AA01	
58	9	9X399-002052	AH94276809	I	AXXX	9X399	00001	9X399AA01	
59	9	9X399-002032	AH94295916	I	AXXX	9X399	00001	9X399AA01	
60	9	9X399-002033	AH94294415	I	AXXX	9X399	00001	9X399AA01	
61	9	9X399-002033	AH94294415	C	9999	9X399	00002	9X399AA01 9X399AA02	
62	9	9X399-002034	AH94294414	I	AXXX	9X399	00001	9X399AA01	
63	9	9X399-002035	AH94291615	I	AXXX	9X399	00001	9X399AA01	
64	9	9X399-002036	AH94289911	I	AXXX	9X399	00001	9X399AA01	
65	9	9X399-002036	AH94289911	C	9999	9X399	00001	9X399AA01	
66	9	9X399-002037	AH94289910	I	AXXX	9X399	00001	9X399AA01	
67	9	9X399-002038	AH94287214	I	AXXX	9X399	00001	9X399AA01	
68	9	9X399-002039	AH94286015	I	AXXX	9X399	00001	9X399AA01	
69	9	9X399-002039	AH94286015	C	9999	9X399	00001	9X399AA01	
70	9	9X399-002040	AH94284526	I	AXXX	9X399	00001	9X399AA01	
71	9	9X399-002021	AH94308912	I	AXXX	9X399	00001	9X399AA01	
72	9	9X399-002022	AH94307616	I	AXXX	9X399	00001	9X399AA01	
73	9	9X399-002023	AH94306723	I	AXXX	9X399	00001	9X399AA01	
74	9	9X399-002023	AH94306723	C	9999	9X399	00001	9X399AA01	
75	9	9X399-002024	AH94306722	I	AXXX	9X399	00001	9X399AA01	
76	9	9X399-002026	AH94305727	I	AXXX	9X399	00001	9X399AA01	
77	9	9X399-002027	AH94304521	I	AXXX	9X399	00001	9X399AA01	
78	9	9X399-002027	AH94304521	C	9999	9X399	00001	9X399AA01	
79	9	9X399-002028	AH94302276	I	AXXX	9X399	00001	9X399AA01	
80	9	9X399-002016	AH94318614	I	AXXX	9X399	00001	9X399AA01	
81	9	9X399-002016	AH94318614	C	9999	9X399	00001	9X399AA01	

【別紙６－２】ＦＩ付与データ（審査官修正前・修正後）見本

	バッチ	テーマコード・通番	文献番号	付与者種別	付与者コード	テーマコード	ＦＩエントリー	分類	分類
1	9	9B399-001441	AH96214701	I	AXXX	9B399	00001	G88I 3/033 443	
2	9	9B399-001441	AH96214701	C	9999	9B399	00001	G88I 3/033 443	
3	9	9B399-002009	AH94331372	I	AXXX	9B399	00001	G88I 3/033 423	
4	9	9B399-002009	AH94331372	C	9999	9B399	00001	G88I 3/033 423	
5	9	9B399-002010	AH94330512	I	AXXX	9B399	00001	G88I 3/033 442	
6	9	9B399-002011	AH94330513	I	AXXX	9B399	00001	G88I 3/033 442	
7	9	9B399-002011	AH94330513	C	9999	9B399	00000		
8	9	9B399-002012	AH94326114	I	AXXX	9B399	00001	G88I 3/033 442	
9	9	9B399-002013	AH94326113	I	AXXX	9B399	00002	G88I 3/033 443	G88I 3/033 432
10	9	9B399-002013	AH94326113	C	9999	9B399	00002	G88I 3/033 443	G88I 3/033 423
11	9	9B399-002014	AH94323715	I	AXXX	9B399	00001	G88I 3/033 423	
12	9	9B399-002015	AH94319722	I	AXXX	9B399	00001	G88I 3/033 432	
13	9	9B399-002016	AH94318614	I	AXXX	9B399	00001	G88I 3/033 421	
14	9	9B399-002016	AH94318614	C	9999	9B399	00001	G88I 3/033 421	
15	9	9B399-002017	AH94316122	I	AXXX	9B399	00001	G88I 3/033 445	
16	9	9B399-002018	AH94311266	I	AXXX	9B399	00001	G88I 3/033 443	
17	9	9B399-002019	AH94309115	I	AXXX	9B399	00001	G88I 3/033 443	
18	9	9B399-002019	AH94309115	C	9999	9B399	00001	G88I 3/033 443	
19	9	9B399-002021	AH94308912	I	AXXX	9B399	00001	G88I 3/033 441	
20	9	9B399-002022	AH94307616	I	AXXX	9B399	00001	G88I 3/033 432	
21	9	9B399-002023	AH94306723	I	AXXX	9B399	00001	G88I 3/033 443	
22	9	9B399-002023	AH94306723	C	9999	9B399	00001	G88I 3/033 443	
23	9	9B399-002024	AH94306722	I	AXXX	9B399	00001	G88I 3/033 441	
24	9	9B399-002026	AH94305727	I	AXXX	9B399	00001	G88I 3/033 431	
25	9	9B399-002027	AH94304521	I	AXXX	9B399	00001	G88I 3/033 431	
26	9	9B399-002027	AH94304521	C	9999	9B399	00001	G88I 3/033 431	
27	9	9B399-002028	AH94302276	I	AXXX	9B399	00001	G88I 3/033 421	
28	9	9B399-002029	AH94302275	I	AXXX	9B399	00001	G88I 3/033 421	
29	9	9B399-002030	AH94299725	I	AXXX	9B399	00001	G88I 3/033 424	
30	9	9B399-002030	AH94299725	C	9999	9B399	00001	G88I 3/033 424	
31	9	9B399-002031	AH94296924	I	AXXX	9B399	00001	G88I 3/033 441	
32	9	9B399-002032	AH94295916	I	AXXX	9B399	00001	G88I 3/033 431	
33	9	9B399-002033	AH94294415	I	AXXX	9B399	00001	G88I 3/033 413	
34	9	9B399-002033	AH94294415	C	9999	9B399	00001	G88I 3/033 413	
35	9	9B399-002034	AH94294414	I	AXXX	9B399	00001	G88I 3/033 443	
36	9	9B399-002035	AH94291615	I	AXXX	9B399	00001	G88I 3/033 444	
37	9	9B399-002036	AH94289911	I	AXXX	9B399	00001	G88I 3/033 443	
38	9	9B399-002036	AH94289911	C	9999	9B399	00001	G88I 3/033 443	
39	9	9B399-002037	AH94289910	I	AXXX	9B399	00001	G88I 3/033 423	
40	9	9B399-002038	AH94287214	I	AXXX	9B399	00001	G88I 3/033 441	
41	9	9B399-002039	AH94286015	I	AXXX	9B399	00001	G88I 3/033 443	
42	9	9B399-002039	AH94286015	C	9999	9B399	00001	G88I 3/033 443	
43	9	9B399-002040	AH94284526	I	AXXX	9B399	00001	G88I 3/033 411	
44	9	9B399-002041	AH94282718	I	AXXX	9B399	00001	G88I 3/033 411	
45	9	9B399-002042	AH94282717	I	AXXX	9B399	00002	G88I 3/033 444	G88I 3/033 413
46	9	9B399-002043	AH94280318	I	AXXX	9B399	00001	G88I 3/033 443	
47	9	9B399-002044	AH94280313	I	AXXX	9B399	00001	G88I 3/033 441	
48	9	9B399-002044	AH94280313	C	9999	9B399	00001	G88I 3/033 442	
49	9	9B399-002045	AH94279923	I	AXXX	9B399	00001	G88I 3/033 431	
50	9	9B399-002046	AH94278625	I	AXXX	9B399	00002	G88I 3/033 431	G88I 3/033 413
51	9	9B399-002047	AH94278624	I	AXXX	9B399	00001	G88I 3/033 431	
52	9	9B399-002047	AH94278624	C	9999	9B399	00001	G88I 3/033 431	
53	9	9B399-002048	AH94277817	I	AXXX	9B399	00001	G88I 3/033 431	
54	9	9B399-002049	AH94277816	I	AXXX	9B399	00001	G88I 3/033 411	
55	9	9B399-002050	AH94276985	I	AXXX	9B399	00001	G88I 3/033 421	
56	9	9B399-002050	AH94276985	C	9999	9B399	00001	G88I 3/033 421	
57	9	9B399-002051	AH94276814	I	AXXX	9B399	00001	G88I 3/033 411	
58	9	9B399-002052	AH94276809	I	AXXX	9B399	00001	G88I 3/033 441	
59	9	9B399-002032	AH94295916	I	AXXX	9B399	00001	G88I 3/033 431	
60	9	9B399-002033	AH94294415	I	AXXX	9B399	00001	G88I 3/033 413	
61	9	9B399-002033	AH94294415	C	9999	9B399	00003	G88I 3/033 413	G88I 3/033 444
62	9	9B399-002034	AH94294414	I	AXXX	9B399	00001	G88I 3/033 443	
63	9	9B399-002035	AH94291615	I	AXXX	9B399	00001	G88I 3/033 444	
64	9	9B399-002036	AH94289911	I	AXXX	9B399	00001	G88I 3/033 443	
65	9	9B399-002036	AH94289911	C	9999	9B399	00001	G88I 3/033 443	
66	9	9B399-002037	AH94289910	I	AXXX	9B399	00001	G88I 3/033 423	
67	9	9B399-002038	AH94287214	I	AXXX	9B399	00001	G88I 3/033 441	
68	9	9B399-002039	AH94286015	I	AXXX	9B399	00001	G88I 3/033 443	
69	9	9B399-002039	AH94286015	C	9999	9B399	00001	G88I 3/033 443	
70	9	9B399-002040	AH94284526	I	AXXX	9B399	00001	G88I 3/033 411	
71	9	9B399-002021	AH94308912	I	AXXX	9B399	00001	G88I 3/033 441	
72	9	9B399-002022	AH94307616	I	AXXX	9B399	00001	G88I 3/033 432	
73	9	9B399-002023	AH94306723	I	AXXX	9B399	00001	G88I 3/033 443	
74	9	9B399-002023	AH94306723	C	9999	9B399	00001	G88I 3/033 443	
75	9	9B399-002024	AH94306722	I	AXXX	9B399	00001	G88I 3/033 441	
76	9	9B399-002026	AH94305727	I	AXXX	9B399	00001	G88I 3/033 431	
77	9	9B399-002027	AH94304521	I	AXXX	9B399	00001	G88I 3/033 431	
78	9	9B399-002027	AH94304521	C	9999	9B399	00001	G88I 3/033 431	
79	9	9B399-002028	AH94302276	I	AXXX	9B399	00001	G88I 3/033 421	
80	9	9B399-002016	AH94318614	I	AXXX	9B399	00001	G88I 3/033 421	
81	9	9B399-002016	AH94318614	C	9999	9B399	00001	G88I 3/033 421	

[illegible]

【別紙8】解析予定件数(例)

[illegible]

【別紙9】情報セキュリティに関する事項の遵守の方法の実施状況報告書

令和 年 月 日

特許庁審査第一部調整課 審査推進室長 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名

情報セキュリティに関する事項の遵守の方法の実施状況報告書

情報セキュリティに関する事項1)の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 契約件名等

契約締結日	
契約件名	

2. 報告事項

項目	確認事項	実施状況
情報セキュリティに関する事項2)	本業務全体における情報セキュリティの確保のため、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」(令和5年度版)、「経済産業省情報セキュリティ管理規程」(平成18・03・22シ第1号)及び「経済産業省情報セキュリティ対策基準」(平成18・03・24シ第1号)(以下「規程等」と総称する。)に基づく、情報セキュリティ対策を講じる。	
情報セキュリティに関する事項3)	特許庁又は内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターが必要に応じて実施する情報セキュリティ監査、マネジメント監査又はペネトレーションテストを受け入れるとともに、指摘事項への対応を行う。	
情報セキュリティに関する事項4)	本業務に従事する者を限定する。また、受注者の資本関係・役員の情報、本業務の実施場所、本業務の全ての従事者の所属、専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)、実績及び国籍に関する情報を担当職員に提示する。なお、本業務の実施期間中に従事者を変更等する場合には、事前にこれらの情報を担当職員に再提示する。	
情報セキュリティに関する事項5)	本業務の一部を再委託する場合には、再委託することにより生ずる脅威に対して情報セキュリティに関する事項1)から17)までの規定に基づく情報セキュリティ対策が十分に確保される措置を講じる。	
情報セキュリティに関する事項6)	本業務遂行中に得た本業務に関する情報(紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。)の取扱いには十分注意を払い、特許庁内に複製が可能な電子計算機等の機器を持ち込んで作業を行う必要がある場合には、事前に特許庁の担当職員(以下「担当職員」という。)の許可を得る。 なお、この場合であっても、担当職員の許可なく複製しない。また、作業終了後には、持ち込んだ機器から情報が消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明する。	
情報セキュリティに関する事項7)	本業務遂行中に得た本業務に関する情報(紙媒体及び電子媒体)について、担当職員の許可なく特許庁外で複製しない。また、作業終了後には、複製した情報が電子計算機等から消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明する。	
情報セキュリティに関する事項	本業務を終了又は契約解除する場合には、受注者において本業務遂行中に得た本業務に関する情報(紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。)を速やかに担当	

【別紙9】情報セキュリティに関する事項の遵守の方法の実施状況報告書

8)	職員に返却し、又は廃棄し、若しくは消去する。その際、担当職員の確認を必ず受ける。	
情報セキュリティに関する事項 9)	契約期間中及び契約終了後においても、本業務に関して知り得た特許庁の業務上の内容について、他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。 なお、特許庁の業務上の内容を外部に提供する必要が生じた場合は、提供先で当該情報が適切に取り扱われないおそれがあることに留意し、提供の可否を十分に検討した上で、担当職員の承認を得るとともに、取扱上の注意点を示して提供する。	
情報セキュリティに関する事項 10)	本業務に使用するソフトウェア、電子計算機等に係る脆弱性対策、不正プログラム対策、サービス不能攻撃対策、標的型攻撃対策、アクセス制御対策、情報漏えい対策を講じるとともに、契約期間中にこれらの対策に関する情報セキュリティ教育を本業務にかかわる従事者に対し実施する。	
情報セキュリティに関する事項 11)	本業務の遂行において、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合の対処方法について担当職員に提示する。また、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがあることを認知した場合には、速やかに担当職員に報告を行い、原因究明及びその対処等について担当職員と協議の上、その指示に従う。	
情報セキュリティに関する事項 12)	本業務を実施するに当たり、民間事業者等が不特定多数の利用者に対して提供する、定型約款や利用規約等への同意のみで利用可能となるクラウドサービスを利用する場合には、これらのサービスで要機密情報を取り扱ってはならず、「情報セキュリティに関する事項2)」に定める不正アクセス対策を実施するなど規程等を遵守する。	
情報セキュリティに関する事項 13)	本業務を実施するに当たり、利用において要機密情報を取り扱うものとしてクラウドサービスを調達する際は、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）」の ISMAP クラウドサービスリスト又は ISMAP-LIU クラウドサービスリストから調達することを原則とすること。	
情報セキュリティに関する事項 14)	情報セキュリティに関する事項12)及び13)におけるクラウドサービスの利用の際は、提供条件等から、利用に当たってのリスクの評価を行い、リスクが許容出来ることを確認して担当職員の利用承認を得るとともに、取扱上の注意点を示して提供し、その利用状況を管理すること。	
情報セキュリティに関する事項 15)	情報システム（ウェブサイトを含む。以下同じ。）の設計、構築、運用、保守、廃棄等（電子計算機、電子計算機が組み込まれた機器、通信回線装置、電磁的記録媒体等のハードウェア又はソフトウェア（以下「機器等」という。）の調達を含む場合には、その製造工程を含む。）を行う場合には、以下を実施する。 (1) 各工程において、特許庁の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。また、具体的な管理手順や品質保証体制を証明する書類等を提出すること。 (2) 情報システムや機器等に意図しない変更が行われる等の不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、特許庁と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制を整備していること。これらが妥当であることを証明するため書類を提出すること。 (3) 不正プログラム対策ソフトウェア等の導入に当たり、既知及び未知の不正プログラムの検知及びその実行の防止の機能を有するソフトウェアを導入すること。また、以下を含む対策を行うこと。 ①不正プログラム対策ソフトウェア等が常に最新の状態となるように構成すること。 ②不正プログラム対策ソフトウェア等に定義ファイルを用いる場合、その定義ファイルが常に最新の状態となるように構成すること。 ③不正プログラム対策ソフトウェア等の設定変更権限については、システム管理者が一括管理し、システム利用者に当該権限を付与しないこと。 ④不正プログラム対策ソフトウェア等を定期的に全てのファイルを対象としたスキャンを実施するように構成すること。 ⑤EDR ソフトウェア等を利用し、端末やサーバ装置（エンドポイント）の活動を監視し、感染したおそれのある装置を早期にネットワークから切り離す機能の導入を検討すること。 (4) 情報セキュリティ対策による情報システムの変更内容について、担当職員に速やかに報告すること。また、情報システムが構築段階から運用保守段階へ移行する際等、他の事業者へ引き継がれる項目に、情報セキュリティ対策に必要な内容を含めること。 (5) サポート期限が切れた又は本業務の期間中にサポート期限が切れる予定がある等、サポートが受けられないソフトウェアの利用を行わないこと、及びその利用を前提としないこと。また、ソフトウェアの名称・バージョン・導入箇所等を管理台帳で管理することに加え、サポート期限に関するものを含むソフトウェアの脆弱性情報を収集し、担当職員に情報提供するとともに、情報を入手した場合には脆弱性対策計画を作成し、担当職員の確認を得た上で対策を講ずること。	

【別紙9】情報セキュリティに関する事項の遵守の方法の実施状況報告書

	(6) 受注者自身（再委託先を含む。）が管理責任を有するサーバ等を利用する場合には、OS、ミドルウェア等のソフトウェアの脆弱性情報を収集し、セキュリティ修正プログラムが提供されている場合には業務影響に配慮しつつ、速やかに適用を実施すること。 (7) 電子メール送受信機能を含むシステム等の特許庁外向けシステムを構築又は運用する場合には、政府機関のドメインであることが保証されるドメイン名「.go.jp」を使用すること。 (8) 外部に公開するウェブサイトを構築又は運用する場合には、以下の対策を実施すること。 ・サービス開始前及び運用中においては年1回以上、ポートスキャン、脆弱性検査を含むプラットフォーム診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。 ・インターネットを介して通信する情報の盗聴及び改ざんの防止並びに正当なウェブサーバであることを利用者が確認できるようにするため、TLS(SSL)暗号化の実施等によりウェブサイトの暗号化の対策等を講じること。 ・必要となるサーバ証明書には、利用者が事前のルート証明書のインストールを必要とすることなく、その正当性を検証できる認証局（証明書発行機関）により発行された電子証明書を用いること。 (9) 電子メール送受信機能を含む場合には、SPF（Sender Policy Framework）等のなりすましの防止策を講ずるとともにSMTPによるサーバ間通信のTLS（SSL）化やS/MIME等の電子メールにおける暗号化及び電子署名等により保護すること。 (10) ウェブサイト又は電子メール送受信機能を含むシステム等の特許庁外向けシステムを構築又は運用する場合は、特許庁が指定する期日にドメインの抹消、DNSやCDN情報の削除、運用環境の削除を行える事業者を選定すること。 また、運用を閉鎖する場合は、終了告知を一定期間行うこと。一定期間の終了告知を終えた後は、ドメインの抹消、DNSやCDN情報の削除、ドメインへのリンクの削除、SNSを利用していた場合はアカウント削除等、なりすましの防止策を漏れなく講ずること。 なお、本事項は、「実施」の場合はその実施内容、「未実施」又は「該当なし」の場合はその理由等を必ず報告すること。	
情報セキュリティに関する事項 16)	アプリケーション・コンテンツ（アプリケーションプログラム、ウェブコンテンツ等の総称をいう。以下同じ。）の開発・作成を行う場合には、利用者の情報セキュリティ水準の低下を招かぬよう、以下の内容も含めて行う。 (1) 提供するアプリケーション・コンテンツが不正プログラムを含まないこと。また、そのために以下を含む対策を行うこと。 ①アプリケーション・コンテンツを提供する前に、不正プログラム対策ソフトウェアを用いてスキャンを行い、不正プログラムが含まれていないことを確認すること。 ②アプリケーションプログラムを提供する場合には、当該アプリケーションの仕様と反するプログラムコードが含まれていないことを確認すること。 ③提供するアプリケーション・コンテンツにおいて、特許庁外のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生する機能が仕様と反して組み込まれていないことを、HTMLソースを表示させるなどして確認すること。 (2) 提供するアプリケーション・コンテンツが脆弱性を含まないこと。 (3) 実行プログラムの形式以外にコンテンツを提供する手段がない場合を除き、実行プログラム形式でコンテンツを提供しないこと。 (4) 電子証明書を用いた署名等、提供するアプリケーション・コンテンツの改ざん等がなく真正なものであることを確認できる手段がある場合には、それをアプリケーション・コンテンツの提供先に与えること。なお、電子証明書を用いた署名を用いるときに、政府認証基盤（GPKI）の利用が可能である場合は、政府認証基盤により発行された電子証明書を用いて署名を施すこと。 (5) 提供するアプリケーション・コンテンツの利用時に、脆弱性が存在するバージョンのOS、ソフトウェア等の利用を強制するなどの情報セキュリティ水準を低下させる設定変更をOS、ソフトウェア等の利用者に要求することがないよう、アプリケーション・コンテンツの提供方法を定めて開発すること。 (6) 特許庁外へのアクセスを自動的に発生させる機能やサービス利用者その他の者に関する情報が本人の意思に反して第三者に提供されるなどの機能がアプリケーション・コンテンツに組み込まれることがないよう開発すること。ただし、必要があつて当該機能をアプリケーション・コンテンツに組み込む場合は、特許庁外へのアクセスが情報セキュリティ上安全なものであることを確認した上で、他のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生すること、サービス利用者その他の者に関する情報が第三者に提供されること及びこれらを	

【別紙9】情報セキュリティに関する事項の遵守の方法の実施状況報告書

	無効にする方法等が、サービス利用者において容易に確認ができるよう、担当職員が示すプライバシーポリシー等を当該アプリケーション・コンテンツに掲載すること。	
情報セキュリティに関する事項 17)	外部公開ウェブサイト上のウェブアプリケーションの構築又は改修を行う場合には、独立行政法人情報処理推進機構が公開する最新の「安全なウェブサイトの作り方」(以下「作り方」という。)に従う。また、ウェブアプリケーションの構築又は改修時にはサービス開始前に、運用中においてはウェブアプリケーションへ修正を加えた場合や新たな脅威が確認された場合に、「作り方」に記載されている脆弱性の検査等(ウェブアプリケーション診断)を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施する。併せて、「作り方」のチェックリストに従い対応状況を確認し、その結果を記入したチェックリストを担当職員に提出する。 なお、チェックリストの結果に基づき、担当職員から指示があった場合には、その指示に従う。	

記載要領

1. 「実施状況」は、情報セキュリティに関する事項2)から17)までに規定した事項について、情報セキュリティに関する事項1)に基づき提出した確認書類で示された遵守の方法の実施状況をチェックするものであり、「実施」、「未実施」又は「該当なし」のいずれか一つを記載すること。「未実施」又は「該当なし」と記載した項目については、別葉にて理由も報告すること。
2. 上記に記載のない項目を追加することは妨げないが、事前に特許庁と相談すること。
(この報告書の提出時期：定期的(契約期間における半期を目処(複数年の契約においては年1回以上))。)

項番	データ項目名	レベル	データ項目名(記号名)	属性	桁数	精度	繰返	位置	備考
1	発注番号	1	hcchuBngu	半角数字	10	-	-	-	-
2	管理コード	1	knrCode	半角英数字記号	17	-	-	-	-
3	出願番号	1	shtsgnBngu	半角数字	12	-	-	-	解析マスタと同じ値を設定。 国内文献の場合、出願番号11桁。 PCT-R0文献の場合、国際出願番号12桁。
4	文献番号	1	bnknBngu	半角英数字	15	-	-	-	解析マスタと同じ値を設定。 国内文献の場合、文献番号12桁。 PCT-R0文献の場合、国際公開番号15桁。
5	付与年月日	1	fyNngpp	半角数字	8	-	-	-	-
6	通し番号	1	toshBngu	半角数字	9	-	-	-	-
7	付与者コード01	1	fyshCode01	半角英数字	4	-	-	-	-
8	付与者コード02	1	fyshCode02	半角英数字	4	-	-	-	-
9	付与者コード03	1	fyshCode03	半角英数字	4	-	-	-	-
10	付与者コード04	1	fyshCode04	半角英数字	4	-	-	-	-
11	付与者コード05	1	fyshCode05	半角英数字	4	-	-	-	-
12	付与者コード06	1	fyshCode06	半角英数字	4	-	-	-	-
13	付与者コード07	1	fyshCode07	半角英数字	4	-	-	-	-
14	付与者コード08	1	fyshCode08	半角英数字	4	-	-	-	-
15	付与者コード09	1	fyshCode09	半角英数字	4	-	-	-	-
16	付与者コード10	1	fyshCode10	半角英数字	4	-	-	-	-
17	審査官コード	1	shnsknCode	半角英数字	4	-	-	-	-
18	FI個数	1	fiKsu	半角数字	3	-	-	-	前ゼロなし。

項番	データ項目名	レベル	データ項目名(記号名)	属性	桁数	精度	繰返	位置	備考
19	FI修正種別	1	fiShusiShbts	半角英数字記号	1997	-	-	-	(FI修正種別(1桁)＋繰返し区切り文字(1桁))×999-繰返し区切り文字(1桁) FI修正種別、FI、ファセットで1単位。 ‘1’ (付与) 、 ‘2’ (剥奪)。
20	FI	1	fi	半角英数字記号	19979	-	-	-	(FI(19桁)＋繰返し区切り文字(1桁))×999-繰返し区切り文字(1桁) FI修正種別、FI、ファセットで1単位。
21	ファセット	1	facet	半角英数字記号	3995	-	-	-	(ファセット(3桁)＋繰返し区切り文字(1桁))×999-繰返し区切り文字(1桁) FI修正種別、FI、ファセットで1単位。
22	Fターム個数	1	ftermKsu	半角数字	3	-	-	-	前ゼロなし。
23	Fターム修正種別	1	ftermShusiShbts	半角英数字記号	1997	-	-	-	(Fターム修正種別(1桁)＋繰返し区切り文字(1桁))×999-繰返し区切り文字(1桁) Fターム修正種別、Fタームで1単位。 ‘1’ (付与)。
24	Fターム	1	fterm	半角英数字記号	10988	-	-	-	(Fターム(10桁)＋繰返し区切り文字(1桁))×999-繰返し区切り文字(1桁) Fターム修正種別、Fタームで1単位。
25	審査官フリーワード個数	1	shnsknFreewordKsu	半角数字	3	-	-	-	前ゼロなし。
26	審査官フリーワード修正種別	1	shnsknFreewordShusiShbts	半角英数字記号	1997	-	-	-	(審査官フリーワード修正種別(1桁)＋繰返し区切り文字(1桁))×999-繰返し区切り文字(1桁) 審査官フリーワード修正種別、審査官フリーワードテーマ、審査官フリーワードで1単位。 ‘1’ (付与)。

項番	データ項目名	レベル	データ項目名(記号名)	属性	桁数	精度	繰返	位置	備考
27	審査官フリーワードテーマ	1	shnsknFreewordTheme	半角英数字記号	5993	-	-	-	(審査官フリーワードテーマ(5桁)+繰返し区切り文字(1桁))×999-繰返し区切り文字(1桁) 審査官フリーワード修正種別、審査官フリーワードテーマ、審査官フリーワードで1単位。
28	審査官フリーワード	1	shnsknFreeword	全角	20978	-	-	-	(審査官フリーワード(20桁)+繰返し区切り文字(1桁))×999-繰返し区切り文字(1桁) 審査官フリーワード修正種別、審査官フリーワードテーマ、審査官フリーワードで1単位。

2. 納入データ仕様

受注者から特許庁へ納入される合金以外の納入データのデータ仕様を以下に示す。

2. 1. 納入データフォーマット仕様

2. 1. 1. 納入データの名称

- ・ 納入データのファイル名は「NHN_YYYYMMDD*.csv」とする。ただし、本紙に指示がある場合にはその指示に従うこと。
 先頭4桁 : 「NHN_」固定。
 YYYYYMDD : 年月日（西暦）。8文字固定。
 * : 0バイト以上、20バイト以下の任意文字列。半角英数字のみ。大文字小文字混在可。記号不可。バッチやテーマ群を特定すること。
 拡張子 : 「.csv」固定

例：2021年12月10日の納入データ（Fターム、10バッチ）の場合

NHN_20211210FtermXX010.csv

例：2022年3月10日の納入データ（Fターム、テーマ外）の場合

NHN_20220310FtermTokutei001.csv

※納入データに含めることができる文献数の上限は、51,800件とする。

2. 1. 2. 区切り文字・引用符

- ・引用符はダブルコーテーションとする。（数値項目にも引用符を付加する）
- ・区切り文字は半角カンマとする。

2. 1. 3. レコードの単位

- ・ 解析対象の文献ごとのレコードを格納する。

2. 1. 4. レコードの区切り

- ・レコードの区切りは改行コード (CRLF) とする。

2. 1. 5. 最終レコード

- ・最終レコードもその他のレコードと同様に、改行コードを付加する。

2. 1. 6. 格納する情報

- ・ 納入データにはレコードのみを格納し、ヘッダ情報等は付加せずに、先頭からレコードを格納する。
- ・ 納入データのファイル・レコード定義は、解析対象（FI解析、Fターム解析）に関わらず共通とする。

2. 1. 7. 値のない項目

- ・ 値のない項目についても引用符（ダブルコーテーション）を付加する。（引用符が連続して設定される）

例：付与者コード（2～10件目）、審査官コードの値なしの場合

[illegible]

2. 1. 8. 繰返し項目

- ・繰返し項目（付与者コードを除く）は繰返し数を設定し、続けて項目の値を設定する。
- ・繰返し項目は、データが存在する分の情報を、繰返し区切り文字「#」で区切って設定する。
- ・繰返し項目の値が1件もない（繰返し数が0）場合、繰返し数に0を設定し、繰返し項目を「2. 1. 7. 値のない項目」の要領で設定する。（引用符を連続して設定する）
- ・FI修正種別、FI、ファセットの個数は同一とし、FI個数に繰返し数を設定する。（FI個数と同じ数だけFI修正種別、FI、ファセットの値を設定する）
- ・Fターム修正種別、Fタームの個数は同一とし、Fターム個数に繰返し数を設定する。（Fターム個数と同じ数だけFターム修正種別、Fタームの値を設定する）
- ・審査官フリーワード修正種別、審査官フリーワードテーマ、審査官フリーワードの個数は同一とし、審査官フリーワード個数に繰返し数を設定する。
（審査官フリーワード修正種別と同じ数だけ審査官フリーワード修正種別、審査官フリーワードテーマ、審査官フリーワードを設定する）

例：FI個数、審査官フリーワード個数が0の場合

"1234","2A101-2019-121-01","12021001234","JPA503012345","20200201","2","KLPA","","","","","","","","","","","0","1","1","2G091BB82X","0"

例：FI個数が3の場合

"1234", "2A101-2019-111-01", "12021001234", "JPA503012345", "20200201", "3", "KLPA", "", "", "", "", "", "", "", "", "", "", "", "", "", "", "", ""

“3”, “1#1#1”, “A00A1234/123450303H#A00B1234/123450 H#A00C1234/123450303H”, “##”, “0”, “”, “”, “0”, “”, “”, “”

例：納入キーなしの場合

"1234", "2A101-2019-131-01", "12021001234", "JPA503012345", "20200201", "4", "KLPA", "0" "0" "0"

2. 1. 9. 文字コード

- ・納入データの文字コードはSJISとする。

2. 1. 10. 左右詰め編集・埋め込み編集

- ・各項目が項目桁数に満たない場合でも、スペース埋め、ゼロ埋め等の埋め込み編集は行わない。このため、左右詰め編集も行わない。

2. 1. 11. 検収エラー発生時の再納入

- ・納入検収時にエラーが発生した場合、再納入データは正常分を含めた全件納入、エラー分のみの差分納入のいずれでも可能とする。

2. 2. 再解析外注の納入仕様

2. 2. 1. 共通事項

- ・1つの納入データ内では、管理コード、文献番号の組合せの重複はないものとする。（再納入等、複数の納入データに同じ管理コード、文献番号の組合せが存在するのは許容する。）
- ・1つの納入データ内において、同一文献に対する同一検索キーの追加データ、削除データが同時に納入されることはないものとする。
- ・納入データには、付与者コード、審査官コード、再解析日(付与年月日)の項目を設け、公開後解析機関で解析時の情報を設定するものとする。
 - ※納入データには、文献ごとに付与者コードが1件以上(最大10件)設定されるものとする。
 - また、付与者コードは検索キー単位ではなく、文献単位で納入されるものとする。
 - ※再解析外注においてはサンプルチェックが行われ、サンプルチェックが行われた文献について、サンプルチェックを行った審査官の審査官コードが合わせて納入されるものとする。
 - ※サンプルチェックが行われた文献については、最終的な結果のみが納入されるものとする。
- ・「発注番号」「管理コード」「出願番号」「文献番号」の4項目は、対応する解析マスタの同項目を編集せず、そのまま設定するものとする。
- ・FIは版コードを除く19桁(セクション1桁+クラス2桁+サブクラス1桁+メイングループ4桁+セパレータ1桁+サブグループ6桁+識別記号3桁+分冊識別記号1桁)を設定するものとする。
- ・1つの納入データ内の管理コードは1つとする。（複数の管理コードの納入データがある場合は、管理コード毎にファイルを分割して納入する。）

2. 2. 2. FI解析の場合

- ・文献ごとに、少なくとも以下のいずれかの納入であるものとする。
 - FIの追加のみが納入
 - FIの削除のみが納入（特許庁担当者から指示があったテーマにおいて、文献に付与すべきFIがテーマ内に存在しない場合）
 - FIの追加も削除も無し（特許庁担当者から指示があったテーマにおいて、文献に付与すべきFIがテーマ内に存在しない場合）

※解析した結果が既に存在する記号のFIであった場合は、追加のFIのみが納入されるものとする。

※FIの削除データは、該当文献に不要なFIである場合にのみ設定され、即時削除可能であることを前提とする。

※FI、ファセットは別項目とする。但し、識別記号（FIの16～18桁目）とファセットは同時には設定されないものとする。また、ファセットのみで、FIのない納入はないものとする。

※FIとして、インデキシング(セパレータが「:」)が納入されることを許容する。

※リンクIPCの納入は含まないものとする。

2. 2. 3. Fターム解析の場合

- ・文献ごとに、少なくとも以下のいずれかの納入であることを前提とする。
 - Fターム、審査官フリーワードの追加のみが納入
 - FIの削除のみが納入（文献に付与すべきFタームがテーマ内に存在しない場合）

※審査官フリーワードの追加は任意とする。

※FIの削除データは、該当文献に不要である場合にのみ設定され、即時削除可能であることを前提とする。

※Fタームの納入データに、代表頁、図面頁の項目は設けないものとする。